

宜 議 第 3 7 4 号  
令和 2 年 1 2 月 2 3 日

議 長  
上地 安之 殿

経済建設常任委員会  
委員長 宮城 克

委員会審査結果について（報告）

第 4 3 1 回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 2 年 1 2 月 9 日	令 和 2 年 1 2 月 9 日	議案第 8 8 号、議案第 8 4 号、議案第 8 5 号、議案第 7 4 号、議案第 7 1 号
令 和 2 年 1 2 月 1 0 日	令 和 2 年 1 2 月 1 0 日	議案第 7 5 号、議案第 7 6 号、議案第 8 0 号、議案第 8 1 号、請願第 1 1 号、請願第 6 号、陳情第 3 1 号、陳情第 9 号、陳情第 1 5 号、議案第 8 8 号、議案第 8 4 号、議案第 8 5 号、議案第 7 4 号、議案第 7 1 号
会議日数 2 日間		

## 2. 会議事項

議案番号	件名	付託日 月 日	議決日 月 日	結果
議案第71号	令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	令和2年 12月8日	令和2年 12月10日	原案決 可
議案第74号	令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	令和2年 12月8日	令和2年 12月10日	原案決 可
議案第75号	令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第2号)	令和2年 12月8日	令和2年 12月10日	原案決 可
議案第76号	令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第3号)	令和2年 12月8日	令和2年 12月10日	原案決 可
議案第80号	宜野湾市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例及び宜野湾勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	令和2年 12月8日	令和2年 12月10日	原案決 可
議案第81号	宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	令和2年 12月8日	令和2年 12月10日	原案決 可
議案第84号	西普天間橋梁下部工工事請負契約について	令和2年 12月8日	令和2年 12月10日	同意
議案第85号	令和2年度西普天間住宅地区造成工事(4工区)請負契約について	令和2年 12月8日	令和2年 12月10日	同意
議案第88号	市道の認定について	令和2年 12月8日	令和2年 12月10日	原案決 可
請願第6号	宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願	令和元年 12月6日	—	継続 審査
請願第11号	嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願	令和2年 9月8日	—	継続 審査

議 案 番 号	件 名	付 託 月 日	議 決 月 日	結 果
陳 情 第 9 号	比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情	平成30年 12月6日	—	継 続 審 査
陳 情 第 15 号	公契約条例の制定を求める陳情	令和元年 6月10日	—	継 続 審 査
陳 情 第 31 号	公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情	令和2年 3月3日	—	継 続 審 査

# 經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 令和2年12月9日（水） 1日目

午前10時03分 開会  
午後 4時02分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	伊佐 哲雄

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	真喜志 晃一
/	

○欠席委員（0名）

○説明員（9名）

建設部長 次	又吉 直広
市街地整備課 市街地整備 担当技幹	普天間 朝信
市街地整備課 計画係主任主事	伊佐 真也
土木課 土木管理係長	喜納 理
契約検査課 契約検査係長	比嘉 祐一

市街地整備課 課長	比嘉 徹
市街地整備課 計画係長	永山 拓朗
土木課 課長	與那嶺 諭
契約検査課 課長	伊禮 理子
/	

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	屋良 ニライ
-----	--------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第88号 市道の認定について

議案第84号 西普天間橋梁下部工工事請負契約について

議案第85号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（4工区）請負契約について

議案第74号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第71号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

第431回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和2年12月9日（水）第1日目

- 宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。  
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時03分）

【議題】

議案第88号 市道の認定について

～質疑・答弁～

- 宮城克 委員長 議案第88号 市道の認定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。議案第84号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

- 宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
では、本件に対する質疑を許します。

- 
- 宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時03分） ※現場視察を行う。  
○宮城克 委員長 再開いたします。（午前11時45分）

- 
- 宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。  
（午前11時46分）

◆午後の会議◆

- 宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時05分）  
これより午後の会議を進めてまいります。  
午前に引き続き議案第88号に対する質疑を許します。

- 
- 宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時06分）  
○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時07分）

- 
- 宮城克 委員長 では、議案第88号に対する質疑を許します。質疑のある委員は挙手にてよろしくお願います。又吉亮委員。

○**又吉亮 委員** 市道を認定するときの路線名。以前に起点・終点があつて、起点のところは路線の名前になるというようなことを伺った覚えがあるのです。どなたかの議員の一般質問で、ここは安仁屋を通るから、市道安仁屋何号とかにしたほうがいいのではないかというようなことが出て、ただその路線名というのは、起点のところの場所が市道の路線名になるというような説明を僕は受けた覚えがあるのですけれども、これを見ていたら、例えば路線番号5035、起点が安仁屋となっているのですけれども、新城35号となっていたり、あとほかにも路線番号6039とか、字新城起点の字新城終点となっているけれども、喜友名39号となっていたりするようなものというものは、御説明いただけますでしょうか。

○**宮城克 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 路線の名称の振り方についてお答えします。この路線の延長の大部分を占めている大字、小字名を名称にしております。起点・終点でわずかな場合と、9割方が1つの字の場合は、いっぱい通っているものですから、含まれている字名で路線名を決めているという形です。

(又吉亮委員「説明は分かるんですけども」と呼ぶ)

○**宮城克 委員長** 又吉亮委員。

○**又吉亮 委員** すみません。以前、この市道認定した2本の路線に関して、この普天間入り口のほうから入って、喜友名のほうに戻っていく、これって何号でしたか。この安仁屋を通っていくものについて。

○**宮城克 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 以前市道認定した路線は普天間・喜友名線です。

(又吉亮委員「もう一つ」と呼ぶ)

○**土木課長** もう一本のファミリーマートから今言う普天間・喜友名線に乗っていく、くねくねした道のほうが喜友名24号でございます。ファミリーマートではありません。すみません。ローソンのほうです。

○**宮城克 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 先ほど又吉亮委員への返答で不明確な点がありましたので、ちょっと補足します。

まず、以前、起点側が名称になるよという誤解を多分されております。この起点・終点の地番を表記する際に、私たちが告示する際は、起点・終点は、起点のまず左側の地名をうたいます。ですので、まず起点側、これ字普天間、普天間1号をまず例に取りましょう。普天間1号であるのですけれども、まず起点側が字普天間、これが起点側の左側がおおむね字普天間の地番ですよと、終点側については、終点側の左側の地番は、やっぱり安仁屋になっていると、字安仁屋ですね。ただし、この路線名は、大部分をその地域に通る、規定がないのです。そこにあるものの経過地の中での地名を付しなさいと、今、大部分が普天間に入っているということで普天間1号。安仁屋1号、29001の場合は、起終点共に安仁屋ですので、当然この場合も安仁屋と、経過地も含めて安仁屋と、こういう若干起終点でちょっと違うものの判断は、やっぱり大部分が占めている区域でおおよそ、それに限らないのですけれども、そういう大部分が通る地区を充てているということで御理解、補足しておきます。

(何事かいう者あり)

○**宮城克 委員長** 市街地整備課長。

○**市街地整備課長** ちょっと補足でよろしいですか。基本的には、先ほど次長が言った仕方があります。路線が主に喜友名1号、2号、3号、4号とかある場合は、その路線名を使ってつけていくのも通例であり

ます。ですから、ここに喜友名1号、2号、3号とあったのに、なぜいきなりここは新城1号、2号か、となるので、これはその周りの道路の扱いの中で名称をつけていたりするということになっています。

先ほど言った地番に関してはもう規定がございます。その地番名を起点・終点の左側を取りつつ、路線名に関しては、その地域に合ったやり方だったり、そういったので特に規定等はございません。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今回、50件近く、これやっぱりまとめてやったほうがいいと思うのだけれども、今回、地区は一応分かるのだけれども、その辺もいっぱいありますよね。これは部分的にやるのと、まとめてやるのとどっちがいいのか、それはどういうふうな感じでやったほうがいいのか、それをちょっと聞きたいです。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 西普天間の場合は、今回、無電柱化にエントリーするためということ現場で説明させていただきましたが、それで35路線という形になっています。また、佐真下第二地区でございますけれども、向こうは既存市街地ということもありまして、供用開始部分から随時市道認定していつているような状況でございます。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 たまたまそういうのがあって、この今の50件ぐらいの認定をするということで理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 そうです。今回、西普天間が入っていなければ、通常の本数ぐらいかなと思うのですが、今回、西普天間がその地区ごとの路線以外全部入ってきたもので、本数的には多くなっております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今のこの西普天間の開発において、無電柱化、電柱を地下に通すというふうなこと、そのためにあらかじめ市道認定しなければいけないというふうな説明を受けた気がしますが、これは道路法か何かで定められているというようなことで理解していいのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 これは、無電柱化推進法の中でその無電柱化をする箇所については、道路法による道路の指定をされていることというのが明記されていますので、認定作業を行っております。

(「何法」という者あり)

○市街地整備担当技幹 無電柱化推進法。すみません。今のは正式名ではなくて通称です。

(「正式には」という者あり)

○市街地整備担当技幹 すみません。ちょっと正式名称は、無電柱化推進に関する何とかの、ちょっと長い法文で、略して無電柱化推進法。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今日、佐真下のところで……

(建設部次長「佐真下は37ページの16061からですね」と呼ぶ)

○伊佐哲雄 委員 真栄原69号だったかな。

(土木課長「現場を見たところ」と呼ぶ)

○伊佐哲雄 委員 比較的長いところ。

(土木課長「はい、そうです」と呼ぶ)

○伊佐哲雄 委員 開発されてから結構な年月がたつと思うのですけれども、今さらという話ではなくて、現時点で市道認定、恐らくこのメリットが、しなければいけないとか、あるいはしたほうがいいのか、何らかのメリットがあって、市道認定というようなことに至ったのではないかなというふうに推察するわけですが、市にとって、あるいはその市民の皆様方にとって、どのようなメリットがあるのかというようなところを御説明お願いしたいです。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 今までは、現場でも説明したように、琉生団地という借地でこのエリアほとんどが借りていて、宅地の割当て、道路部分という形になっていました。市道認定もされておりましたので、この借地権を持っている人たち、琉生という会社がこの管理をしないといけないというふうになっているのですけれども、なかなか現場見ると、アスファルトがポコポコしていたりとか、側溝もきれいに整備されていないので、その辺を区画整理のほうで整備して、市道認定することによって市が管理することができるので、個人の負担というのですか、住民とかその会社の負担がなくなるというのがメリットだと思います。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今は、その事業者にとってはメリットがあるというふうなことというように今聞こえましたけれども。

(土木課長「はい」と呼ぶ)

○伊佐哲雄 委員 道路利用者である市民の皆様方から見た場合、やっぱりその地域の方々にとっては道路がきちんと整備されるというのはいいことだというふうに理解はできるわけですが、市民全体、この道路利用者も含めて何らかのメリットというのは、やっぱり市にとってもあるというふうに考えたいわけですが。例えば、どういうふうなことが、今言う舗装とか整備するというのは、それなりのコストもかかるわけです。そのコストをかけてでも、やっぱり市道認定したほうが将来を含めてメリットということで認識をしたほうがいいのかということ、もしあればお答えいただけますか。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 当該地区は、区画整理区域の中に入って、今事業中でございます。その部分のでき上がった部分を管理引継ぎということで、市道認定を土木課はさせていただいております。その以前の話は、市街地整備課長のほうから説明申し上げます。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回の路線は、佐真下地区に関しては、今現在進行中の佐真下第二土地区画整理事業地区内の道路でございます。こういった形で市民の減歩負担等に伴って、区画整理事業の場合は宅地化、公共施設と公園もしくは公共道路というのが公共の財産として一応管理をしていかないといけないという形になっています。

今回、市道認定をなぜしないといけないかということなのですが、公の管理区分の中で、どうしても区画整理事業側は道路管理者ではないものですから、あくまでも道路の部分に関しては、道路の管理者でもって管理するべきという考え方の基から市道認定を行っております。

この市道認定を行うことによって、その道路への電柱とか、そういった占用料をいただくという形で、その占用料に基づいて予算として今後の維持管理等に充てていくというメリットの中から市道認定はやるべき、公共が管理するものは道路としての位置づけの管理を指定しつつ行っていくというのが通例でございます。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 それと、私道であった場合、事故がこの道で起こった場合は、やはり管理者責任を施行者が取らないといけない。ましてや開発業者が倒産してない場合は、もう泣き寝入りなのです。ただ、市道認定することによって、管理の不行き届きによる事故の場合は、当然市が管理している道路ですので、その補償は、保険屋さん等の相談にもなるのですけれども、当然危害を加えた場合は、利便性は市民にとってあるという、要するにその地区以外の方にも寄与される。それと、交付税の少しでも延長が加えられれば、算定には多少変わるという意味で、少しの距離であっても積み重ねれば山となるみたいな形で。極力、管理者としては増えたくはないのですけれども、やはりちゃんとした規定に基づいた道路であれば、基準にのったものであれば、市に帰属しながら運営するというのが市民のためにもなるということでの御理解をお願いいたします。

(伊佐哲雄委員「公の役割ということですね」と呼ぶ)

○建設部次長 はい、そうです。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時27分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時28分)

---

○宮城克 委員長 委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第88号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時29分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時32分)

---

## 【議題】

### 議案第84号 西普天間橋梁下部工工事請負契約について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第84号 西普天間橋梁下部工工事請負契約についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第84号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 よろしくお願ひいたします。いただいた資料なのですが、専門用語なのかなと思います。この橋の構造の種類とっていいの、鋼アーチ系ニールセンローゼ橋ということで、初めて見るような気もしますが、簡単に言うと、どのような構造なのか、あるいは材質なのかということの御説明をお願いいたします。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 資料のほうの後ろのほうにも書かれているのですが、①、橋梁形式の選定ということで、鋼アーチ系ニールセンローゼ橋ということです。基本的な橋の種類ではアーチになっている橋のことを言います。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 アーチというのは大体想像はできるのです。その後のニールセンローゼというのは、材質のことを言っているのか、あるいは形のことを言っているのか、多分強度に関わるものかなと思いますが、これについての説明はできますか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ニールセンを由来とするのは、この橋の設計を描いた人の名称から来ている名前になります。基本的にどういったものかということ、橋梁の形式として、構造でアーチの橋をつり材という形で、ワイヤー等でつりながら、ケーブルで引っ張りながら道路の荷重を持たすという工法。このニールセンという方の名称から来たニールセンローゼという名称になっております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 説明はよく分かりました。例えば那覇市から豊見城市に架かるあの奥武山のところかな、ちょっと大きめのこういう橋を見かけたような記憶がありますが、ああいうような形状だということでは理解していいのでしょうか。あるいはうるま市の平安座島に行く海中道路にも同じような形のものがあつたと思いますが、そういうふうなものをイメージしていいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 おっしゃるように、那覇市のほうでは斜めにこの線が入っている、あれはケーブルでその橋自体をこのケーブルで支えているという形で、そういったケーブル関係を使っているのが恐らくこの同じような橋の形状。もちろん名前のほうは全然違つてはいるのですが、そういった橋の種類としては、そういったアーチ橋の中で種類があるという形です。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それを採用した、こういうような形にしようというふうなものの理由、そのほうがいいのか、もちろん専門家の御意見も含めて判断したと思うのですが、例えばその強度なのかあるいはコストなのか、あるいは維持管理がしやすいとか、複合的にいろいろな理由があるかもしれませんが、

その辺の説明をお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 橋梁をする際には、いろんな工法の種類がございます。まず通常の橋の場合は、ある程度の距離に橋台ということで脚がついていきます。今回、西普天間住宅地区に関しては、環境保全の意味合いからインジヤーをまたがないといけない、インジヤーの底を触ってはいけないという制限がございます。そういった観点から距離的に今回、約100メートルをつなげないといけないという形になっています。そういった観点から工種選定をした上で、このニールセンローゼ橋が安価で今後の管理面も含めた総合的な経済比較の下で一応採用しているのが実情でございます。

こういった比較というのは、補助金を活用するのは当然のごとく、これが比較条件等を示しながら、また維持管理面、コスト面という全体の比較の中で採用して、それを建設していくというのが主流でございます。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時38分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時40分)

---

○宮城克 委員長 委員の皆様、ほかに質疑ございませんでしょうか。米須清正委員。

○米須清正 委員 下部工工事、これはどの部分になりますか。例えば台とか、どこまでの工事なのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 資料の①の橋梁形式の中のほうの、下のほうに、アーチから下ですね。2本の橋台、小規模な橋台と朱書きで書かれた矢印が引かれている部分、この部分の2か所が今回の契約工事となっております。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 今回、この4本の柱だけなのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今断面図からは各2本ずつとなっているのですけれども、橋台自体がH7メートル、幅員26メートルございます。その26メートルの幅員の中に橋台1と橋台2という形で分けているのですけれども、下の図のほうですね。そこのほうにピンク色に塗られているところに薄い丸が見えるかと思えますけれども、この丸い部分がくい基礎と言って、基礎の部分が両サイド入ってきます。全体でいくと、A1橋台の場合は17メートルの18本入ります。これはパイが1,500ミリの鋼管のくいが入ってきます。これはちょっと、この絵はポンチ絵になっていまして、詳細ではこの本数を打つことになっています。橋台A2側のほうは、Lが18メートルの16本、くい基礎が必要と設計の中で出ています。そういった形で基礎工、さらにこのくいを打った上に先ほど言った橋台のコンクリの受けを、上部工を受けるための橋台をやります。こういったものを含めた形で今回の契約案件となっております。

(「このA1は何本でしたか」という者あり)

○市街地整備課長 A1が18本です。

(「A1が18本のA2が16本でしたか」という者あり)

○市街地整備課長 A2が16本です。

(「くい長は何メートルでしたか」という者あり)

○市街地整備課長 くい長がA1のほうは17メートル。

(「1,500ミリの17メートル」という者あり)

○市街地整備課長 そうです。A2のほうは18本です。

(「了解です」という者あり)

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 分かりました。ありがとうございます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 24ページの入札結果の一覧表から質疑したいと思います。今回、12社ということで大分多いのですが、最低制限価格が約2億3,077万円で、無効が7件、辞退、そういうことで一応結果は出ているのですが、最近の入札では無効が多いのだけれども、今回は価格が下がってもこうなっていますが、その辺の状況というか、全体的な技術者とか、このときはそういうふうなことがなかったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 辞退が多いというのは私のほうからの発言でしたので、私が若干補足します。今回選定しているこの業者は、土木工事のAクラスということで、ここで辞退しているのが成登建設さんの1社です。Aクラスではそこまで辞退者は多くないということで認識しております。

○宮城克 委員長 補足です。無効は最低制限価格下回って失格ですよ。失格です。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今回は失格ということになるのですが、Aクラスはやっぱり技術者が多くて、会社が大きいからそういうふうなものがないということで理解してよろしいのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 Aクラスになると技術者が10名、20名と多々おります。そういった中でこういった大規模な工事というのをやっぱり目的というか、そういった案件の中で競争をしていってという状況が今回の入札等で見えてきている状況でございます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか、委員の皆様。よろしいですか。建設部次長。

○建設部次長 本来、この案件とはちょっと違うのですけれども、今議会でちょっと議会にお願いしている中でちょっと補足的なものも含めてちょっとよろしいでしょうか。休憩してもよろしいのですけれども。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時48分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時55分)

---

○宮城克 委員長 では、審査中の議案第84号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時56分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時56分)

---

**【議題】**

**議案第85号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(4工区)請負契約について**

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第85号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(4工区)請負契約についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第85号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。資料27ページです。

では、質疑のある委員は挙手にてよろしくお願いします。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 4工区ということで、先ほど視察しに行ったのだけれども、場所というか、これ琉大のことを言っているのか、その辺ちょっとお伺いします。

○宮城克 委員長 お手元の資料を御覧になられてください。資料6番ですね。

○濱元朝晴 委員 資料6番ね。今回の4区の入札5億2,000万円近く、これが今回の工事の図面という形で見たらいいですか。

この図面から見たら、赤いのが工事の場所ということで、我々素人から見たら、何がどういふふうにつづのかちょっと分からないので、ちょっと分かればこの資料で、その辺分かれば説明をお願いできますか。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 ちょっと見にくいかもしれないですけども、お手元の資料を基に色塗りで紹介していきたいと思います。

今日現場を見た位置がちょうどGタウンビルのそば、県道沿いのほうから現場を確認、見ていただきました。現場でもお話したのですが、まず今回の造成工事、琉球大学の街区の一次造成というのを市のほうでお受けしております。これは、土地区画整理事業の中であらかたの造成というのは施行者側でやることになっておりますので、ある程度の一次造成というのは市のほうで実施しております。今年度、今実施しております造成工事、1、2、3工区で緑、グレー、黄色い色塗りの部分で、ある程度、今年度から琉球大学さんの病院棟が今月で入札公告完了して、早ければ年明けから病院棟の建物工事を進める予定となっております。そのゾーンが色塗りで言うと、単色の黄色の部分、こちらが琉球大学の病院棟ゾーンになってございます。

今回、赤色塗りする部分は、今後、その他の施設、学部棟、研究棟、あと体育館やテニスコートなり立体

駐車場なりと、そういった琉球大学の病院以外の施設について、今後建築予定する箇所を赤塗りで、今年度に引き続き造成していくと、令和3年度までにある程度琉球大学の計画に沿った形で、市施行による造成工事を行っていくということになっております。ゾーニングで言いますと、黄色い色塗りの上の部分、黄色い色塗りが外枠になって赤で塗られた部分、こちらが琉球大学の学部、研究棟が来るゾーンになっております。

右端、右側については、先ほど申し上げた体育館であったり立体駐車場であったり、あとはテニスコートとかそういった学校に必要な施設を今後、今年度から来年度にかけて、病院棟以外の施設の設計を今現在進めるとお聞きしておりますので、本年度から先に行うのは、来年年明けから病院棟の工事に着手する前に、ある程度、今月中でその病院棟の建築に向けた造成を終えて、琉球大学側に引き渡すという形の予定になってございます。以上です。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 よく理解できます。今回は、市側は造成だけやって引き渡すという形で一応理解したらいいということですよ。分かりました。以上です。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。

ちなみに、1、2、3工区の工期の内訳どうなっていますか、今の話でいくと。市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 1工区、2工区、3工区は、契約工期は今年度いっぱいとなっております。

○宮城克 委員長 今の琉大病院の部分に関しては今年には……、市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 工期は設定しておりまして、3工区については施工条件の中で、ある程度琉大街区については、11月いっぱいまで造成を終えるというのを入札条件に付して業者と契約しておりますので、それをちゃんと履行していただいて、もうほぼ現場のほうが造成工事終えている状況になっております、3工区ですね。1工区、2工区は、ある程度工期どおり来年の3月31日までには工期内に検査を終えて、市のほうに引渡しになる予定となっております。以上です。

○宮城克 委員長 委員の皆様、この4工区ですね。既に落札、仮契約終わってはいるのですが、その4工区に対しての質疑ございませんでしょうか。米須清正委員。

○米須清正 委員 入札の結果なのですけれども、入札金額が4億7,405万4,690円、下から2番目が4億7,405万4,700円、10円差、10円なのです。大体もう何十万円ではなくて何万円ぐらいで入札金額は大体似通ってきているのです。この辺のところちょっと説明できますか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 競争入札に関しては、各会社の積算担当の方のやっぱり腕によるというのですか、そういった流れで、失格にならない額を想定しつつ積算、積上げた結果で、今回たまたま2社の額が10円差になっているということが現実的に現れてきているという状況でございます。以上が説明となります。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 休憩。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時06分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時07分)

---

○宮城克 委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第85号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時08分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時30分)

---

### 【議題】

#### 議案第74号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算 (第2号)

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第74号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

お諮りいたします。議案第74号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 今回は、72万円は、いわゆる残業代に当たるかと思うのですけれども、何人分でどのぐらいの時間を見込まれたのかというのを伺います。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 市街地整備課の職員に見込まれる7名分の残り3か月分という形で計上してございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 残業しないと進まないというか、結構分量を多くやられているということですか。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 先ほどの議案でもあるとおり、ある程度工事にしても、橋梁下部工、あと造成工事の契約後の事務と、あと上部工についても年明けから契約事務に入っていきますので、ある程度集中的にその担当者が業務として担う時間がこの3か月間に集中してきますので、その分の7人に対しての3か月分として予算計上してございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 慢性的に残業がすごく多くなっているというわけではなくて、この契約する期間ということで、来年の1、2、3か月で引渡しとかそういったもので単発的に多い負荷がかかってしまうというふうな認識でよろしいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 どうしても市街地整備課自体の事業ボリュームが西普天間住宅地区の事業が今年度から本格的に始まったことによって、大分やはり業務量としては増えている状況の中、当初想定していた時間外というのはほぼなくなっておりますので、予定していた以上の時間数を今回補正で上げさせていただいたという形になっています。

○宮城克 委員長 今の答弁、説明の中で、年明け早々上部工の契約というか、それも進めていくということですが、いつ頃の予定に。今日下部工の関係の案件出てきましたけれども、上部工の話も出ていたので、それが7名分ですか、今、72万円といたら1人10万円ぐらいで、それが年明けの準備で足りるのかなと思ったのですが、上部工の発注はいつ頃を予定しているのですか。市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 今議会で債務負担行為で上乗せとして、上部工の債務負担額を上乗せ予算提案していますので、それが中間表決後、確保された予算の中で契約に向けて予算の執行の間に業者入札通知書の送付というのを開始して、年明けの1月末あたりの入札を目指して今後契約事務を進めていきます。

○宮城克 委員長 了解しました。

委員の皆様、質疑ないでしょうか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今、お答えいただいたものと少し関連するのですが、この債務負担行為補正の中で、限度額が倍増になっているのですが、その部分が上部工の工事に当たるもので、限度額が倍増になるような補正を組んでいるのでしょうか。もしそれ以外にも、上部工以外のものでもあるのであれば何か教えていただきたい。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基本的には上部工に係る工事費の増に伴う債務負担額の限度額の増ということで、今回は変更で上げております。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 ページ数で言うと3ページです。3ページの債務負担行為で補正前の約9億7,000万円が約18億3,800万円、約倍という形で変更しているということです。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 すみません。僕ちょっとメモで書いているのですが、これ議案上程の際に部長からの説明があったのですが、それでちょっと僕メモしていて、中途半端なメモ書きになっているので、僕3,980万円という数字を書いているのです。恐らくこれ議案上程の際に部長がおっしゃったもので、何だったのかちょっと分からないのですが、この債務負担行為補正の中で書いている数字があるのですが、その説明いただけたら。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 こちらが先ほど言った3ページの上の追加のほうの中の期間が2年から4年、これは内

訳としまして、現場技術業務の施工監理と言いますけれども、その現場技術業務の債務負担額の3982万円という額になっております。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今回、改めて追加で申し上げているものと、あと1つ、変更、前議会においての9億円余りの債務負担行為額を変更、額を倍ぐらいに増やしているのがあります。倍に変わった理由も、設計を進めている中で、概算で当初見込んでおりました、この債務負担額を。ただ、やはり設計が積み上がるに従って、やはり大幅な、途中で昨今の法の改正、要するに耐震化を目標に指針が変わっております。これが変わったのが、平成30年に法改正があったのですけれども、橋梁工事の法改正があって、これからプログラムとか業者がつくるのです。要するに国交省が変更したのだけれども、それに伴う構造関係のシステム開発にちょっと差があるのです。要するに並行に、施行日と同時に変更できなくて、ちょうどこの過渡期はこういう設計を、今まで50年、耐用年数がよかったものを100年先まで耐え得る橋梁にしろという指針に変わったものですから、若干の設計の変更があって、倍ぐらいの債務負担額の変更、当初の予定額の発注規模より大分変わったというのが現状でございます。それが一番ちょっと今回大きな目玉と言ってもいいのかなと、この件は。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 橋梁の話が出たので、この特別会計補正予算の直接の数字には関係しないのかもしれないのですけれども、さっき聞こうとは思っていたのですけれども、この上部工の工事があるということは、資料の小さな写真のイメージになるということでもいいですね。この小さな写真のほうのイメージということになるのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この左側のほうは、施工をするときのワイヤーと、この仮設的、橋をつるしながら施工するものですから、その仮設をイメージしてこの写真、工事中の写真となります。裏のほうは完成系、アーチはあくまでも今あるニールセンローゼ橋のバスケット型というのですけれども、このアーチの部分を含めて上部工という形になります。そこを現場の支点場からの4方向から見たイメージパースという形になっています。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 橋をつるすための仮設も必要ということです。もともとの橋もつるすのですけれども、橋桁をですね。それをまたつるすアーチのものも仮設でつる。絵がちょっとややこしいのですけれども。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 要は先ほども説明したこの図の下のほう、インジャーのエリアには立ち入ることができないものですから、あくまでもつるしながらの作業工程という形になります。全て足場も含めてそのワイヤーでつるしながらの施工、上空施工というのですけれども、その中で施工をしながら、約100メートルの距離をという形で施工していく形です。これ全国的にもまれにない工事でもあって、年間1つか2つあるかないかぐらいの考え方で、この施工方法と全く同じものは、県内では初めてとなっております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 こういうふうにするので、この補正も倍増になるということだったので、こ

のインジヤーの部分に立ち入らずにこの工事をやるのでというところではあるのですけれども、これ以外の方法というのは一応あることはあったのですか。もうこれしかないということで、この上部工を造ってのあれになるのかなという。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基本的にこの工法での施工という形になります。

○宮城克 委員長 ほかにありませんか。

(委員長交代あり)

○米須清正 副委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 では、先ほどの3ページの債務負担の中で、3,982万円、現場技術業務とあったのですが、これは施工監理、これどういう内容なのか、せつかくなので、委員会で説明していただきたいと思うのですけれども。

○米須清正 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 専門的技術が必要とのことから、今回の橋梁上部工の現場技術を管理する意味で業務委託をかけて、常駐業務という形になります。

○米須清正 副委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 ちなみに何名ほど、要は外注ですよ。現場監理をする者を市職員ではなくて外注で常駐、委託業務で現場を見てもらうということだと思うのですけれども、施工監理はですね。何名ほどを予定しているのか。

○米須清正 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この橋梁が2年にまたがって施工になりますので、1人の施工監理技師を債務負担で2年間の契約で行っていくという形です。

○米須清正 副委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 1人2年。

○米須清正 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 はい。

○米須清正 副委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 約4,000万円。

○米須清正 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 今年度から始まりますので、2年にまたがると言っていましたけれども、2、3、4ですね。28か月ということです。丸3年ではないのですけれども、一応2月ぐらいにまた契約が出てくると。

(委員長交代あり)

○宮城克 委員長 委員の皆様、これも踏まえて何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第74号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
そのまま進めましょう。

では、会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

## 【議題】

### 議案第71号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第71号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

お諮りいたします。議案第71号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 本会議場で説明あったかと思えますけれども、1ページの県補助金が減額となっているのですけれども、その理由について御説明をお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 県配分額なのですけれども、例年、県内の各市町村の補助額に対する配分額によって、再三ヒアリング等をしてながら、この額での内示額という形で受入れをしている状況でございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これは受入れざるを得ないというような状況ということで理解していいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうです。市町村の必要性等を含めて、県とのヒアリング等を行いつつ、実質的に予算はマックスとミニマムという形で3段階の概算要求という形です。そういった中でも最大この額が欲しいのだけれども、最低でもこの額という範囲の中で、各市町村の配分額をヒアリングしながらの決定額となっております。そういった観点から、工事進捗には特に影響のない形での事業進捗を図っている状況でございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今、額的にそれが大きいのかどうかよく分かりませんが、小さいのかもしれませんが、進捗に影響が出ないということなのですから、実際にこの事業を進める上で、

そのぐらいの減額というのは、あらかじめ想定した上で事業を進めているのか、あるいはどこかで調整できるようなものが存在して、ある程度の減額が仮にあったとしても、例えば工期が延びることがないとか、あるいは質が落ちることがないとか、そういうような考え方ということではないのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 区画整理事業の場合は、補助金の対応できる路線の補助の受入れがあります。それ以外は、市の単独予算で整備をしていかないといけないという流れで事業進捗を図っています。そういった観点から補助金要求する際は、市の財源を見ながら、裏負担等が補助金に対しても出てきますので、そういった面から全体予算を把握しつつ、国の補助金の予算を一応要求している状況で、そういった観点から全体の流れの進捗が落ちないような形で、市の当局に予算要求等をしつつ、現場に着手している状況でございます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 5ページの財源内訳の中で、その他2,249万円があります。これはどういう内容なのか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 保留地処分金です。地区内における保留地処分金の増額があったということで、それであって、県の補助金が減になったとしても、保留地処分金を充てて地区の増進が図られたということです。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 10ページにその辺の内訳等全部書かれているのですけれども、これ仮に、これだけの県からの補助がなくなって、それに伴って地方債も減、その総額が約2,000万円で、保留地処分金、これが見込めなかった場合は、一般財源単費で約540万円出しているのですけれども、先ほどこの進捗がスムーズに行くようにするということがあったのですけれども、仮に保留地処分金がなかった場合、この財源がなかった場合、単費でもってその分を充てていかなければならないのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基本、補助金で対応できる整備とそうではない、保留地処分金は、あくまでも一般財源を補うため充当している。保留地処分金が見込めない場合は、一般財源の持ち出し、もしくはやっぱり限度額を調整しつつ、工事の進捗が図られないという形には一応なっております。だからといって、補助金がもらえなかったから進捗が落ちたという話では一概に言えないという形で、もちろん市の財政の流れの中でどうしても整備していかないといけないといった場合は、持ち出しをせざるを得なくなるということで要求をしていく、事業者としては予算要求に努めている状況でございます。

○宮城克 委員長 委員の皆様いかがでしょうか。慌てないで資料に目を通されてください。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この10ページの説明欄02の単独事業、これはちょっと、もともとの額が幾らで、トータルで723万円減額しているのかというのと、工事内容、事業内容をちょっと教えていただけたらなど。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この約700万円に関しては、先ほど言った補助金の、本来補助金が1,600万円ついている際には、道路整備をします。そういったときの附帯工事に関しては単独予算で対応になります。細かくいうと、工作物を補償しながら施工していくと。今回、その1,600万円を減することによって、工事の範囲を狭めたものですから、そこに対する附帯工事分が減ったという形になっております。

○宮城克 委員長 すみません。委員長からですけれども、今説明があったところの附帯工事はどれを意味

していますか。工事が減になったので、附帯も減になったとありましたけれども。市街地整備課長。

○市街地整備課長 当初補助金で整備しようとしていた路線がありました。そこに関してはどうしても既存のブロック塀等がございます。施工する際はどうしてもこのブロック塀がかかるために、その道路整備は補助でもらえるのですけれども、どうしても工作物に関しては補助の対象外となるものですから、この施工をするのであれば、この影響の分のブロックのやり替えというので施工してくるのですけれども、この延長を縮めたことによって、この分の補償が必要ないという形で、また次年度補助金をいただいた際には、また附帯工事として入れていくという形になります。

○宮城克 委員長 ありがとうございます。分かりました。

では、そろそろよろしいでしょうか。進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第71号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後4時01分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後4時02分)

---

○宮城克 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は12月10日午前10時から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後4時02分)

# 経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和2年12月10日（木） 2日目

午前10時00分 開議  
午後 4時17分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	伊佐 哲雄

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	真喜志 晃一
/	

○欠席委員（0名）

○参考人（2名）

有機フッ素化合物（PFAS）汚染から市民の生命を守る連絡会	伊波 義安
-------------------------------	-------

有機フッ素化合物（PFAS）汚染から市民の生命を守る連絡会	村上有 慶
-------------------------------	-------

○説明員（10名）

上下水道局長	新垣 勉
水道施設課長	高宮城 淳
市民経済部次長	伊佐 真
産業政策課雇用労政係長	佐喜眞 隆司
施設管理課長	中本 益丈

総務企画課長	玉元 智
下水道施設課長	城間 勝也
産業政策課長	新垣 育子
建設部次長	又吉 直広
施設管理課施設整備担当幹	高江洲 強

○議会事務局職員出席者

主 事	屋 良 ニライ
-----	---------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- 議案第75号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第80号 宜野湾市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例及び宜野湾勤労者  
体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議案第81号 宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取  
水を止める請願
- 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- 陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情
- 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情
- 議案第80号 宜野湾市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例及び宜野湾勤労者  
体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議案第81号 宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 議案第71号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算  
（第2号）
- 議案第74号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補  
正予算（第2号）
- 議案第75号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第84号 西普天間橋梁下部工工事請負契約について
- 議案第85号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（4工区）請負契約について
- 議案第88号 市道の認定について
- 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- 請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取  
水を止める請願
- 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情
- 陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

令和2年12月10日（木）第2日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。  
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第75号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第75号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。  
お諮りいたします。議案第75号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いたすが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
では、本件に対する質疑を許します。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 2ページの債務負担行為に関する調書のところなのですが、庁舎警備業務委託料が約3,000万円増なのと、こちらはこんなにいきなり増えるものなのですか。その理由をお願いいたします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 おはようございます。今回、債務負担行為で上がっている庁舎警備業務委託、これ水道事業のものなのですが、限度額として3,095万6,000円となっております。これが前年と比べて上がっているというのは、期間が令和2年度から令和7年度の5年間の契約ということで、前年度までは単年度で行っていたのを、5年間という期間を設けたために金額としては上がっているような形になっております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 債務負担行為の請け負っているこの事業所、できれば皆さん、市内事業者というふうなところに多分こだわって進めているかと思いたすが、様々な事業がありますけれども、このうちの市内事業者と市外の事業者の内訳とかというのは資料として持ち合わせていますか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 お答えいたします。今上がっている庁舎警備業務委託、大判複合機、庁舎清掃業務委託、電気保安業務委託につきましては、入札を執行する予定でございます。その中で市内業者がいれば市内優先というふうにご考えております。ほかについては、システム関係ですので、やはりこの業者しかできない、これまでやってきた業者のシステムを使わないといけないということで随契を考慮しておりますので、そこは市内業者であれば市内になりますけれども、市外も入っている形になっております。以上です。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今おっしゃったシステム関係については、これは新たなシステムの構築ということですか。あるいはメンテナンスを含めてこれまで開発された、設計されたこのシステムを引き続き運用をしていく。それで、もしかしたらバージョンアップというのですか、そういうのが控えているというようなことを考えてよろしいのでしょうか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 おはようございます。お答えいたします。ただいま計上させていただいているシステムに関しては、引き続き使用するシステムと考えております。バージョンアップというよりも保守をメインとした業務委託というふうになります。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 既にこのシステムは長いこと運用されているということで考えていいですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これは、県内、県外というような区分で言いますと、県外の比較的大手のシステム会社がつくったものを運用しているのか、あるいは県内で開発されたシステムを運用しているのか、お答えをお願いします。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。CADの保守につきましては、大手のつくったシステムを県内の業者が運用して保守をさせていただいていると。積算システムにつきましては、市内業者のほうで構築したシステムを保守させていただいていると。上水道会計システムについては、本土の大手のほうでシステム構築をして、カスタマイズとかあと保守、そういったものを県内の業者に保守をさせていただいているという状況でございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 金額的にはそんなに大きな金額ではないというのが、この金額で大体分かるわけですが、できるだけ市内事業者の育成ということを含めて、システムというのは経験を重ねることによって、また技術の蓄積にもなると思うのです。そういったところについての、基本的な考え方というのを、もうちょっと教えていただけますか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。御存じかどうかちょっとあれなのですが、CADというのは図面を描くシステムになっていまして、ソフトになりますので、市内業者の方々が構築できるものかちょっと分からないところがございます。土木積算システムにつきましては、これはもう市内の業者のほうで構築させていただいて運用をしている状況でございます。あと会計システムにつきましては、どうしてもやっぱり公営企業の簿記というのは通常企業簿記と違って、複雑なところもございますので、プロポーザルで募集しているのですが、なかなか市内事業者様、ちょっと手を挙げていただくというのがなかった状況ではございます。今後も基本的にはプロポーザルで考えております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 真喜志委員から質疑が出た警備の件で、今回債務負担がちょっと上がったというのは、5年になったということでお伺いしましたが、前は2～3年という形で予算に出たと思いますが、なぜこの5年に長くなった理由はどのようなものがありますか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 これまでの警備は、人力的な、人が常駐して警備を行ってきております。今回、包括業務委託もあり、また庁舎改修も行った上で、次年度からは機械警備のほうに移行することになっております。それにつきましては、やっぱり初期段階でセンサー、テレビ等、そういった防犯設備の整備が必要になってくるものですから、その整備費用の回収をするに当たっては、どうしてもある程度5年という期間を設けないと回収の見込みがないというふうに考えておりますので、今回5年という期間を設けております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 分かりました。それと、今回第2庁舎の改修を行っていますが、そのときにそういうシステムとかテレビ、モニターとか、そういうのをつけるというふうな形も含めて工事しているということですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。今現在、改修工事行っておりますが、その警備会社何社か集めて、まだ入札決まっていないので、何社か集めて配線とかそういったものをできるように、工事費含めて、配線は警備会社がやるのですけれども、通線できるように工事は進めております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第75号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

#### 【議題】

#### 議案第76号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第3号）

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第76号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題いたします。

お諮りいたします。議案第76号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一 委員** 議案第75号で上げていたのと委託料とかほぼ同じ項目が上がっているのですが、その委託をする、公募にかけるといのは、一緒の委託ということでかけるのですか。それとも別々で、例えばこの警備業務というの、水道事業と下水道事業の警備業務は同じ会社に委託するという認識でよろしいのですか。

○**宮城克 委員長** 上下水道局次長。

○**上下水道局次長** お答えします。会計上、上水道と下水道は分けないといけないことになっておりますので、会計上は債務負担行為を別々として計上させていただいております。ただ、業務委託としては、一本化して発注するという形になります。

○**宮城克 委員長** 真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一 委員** では、ほかの委託に関しても同じような形という認識でよろしいですか。

○**宮城克 委員長** 上下水道局次長。

○**上下水道局次長** 水道事業の部分と下水道、お互い使うものであれば案分して、それを一緒にして発注すると。

---

○**宮城克 委員長** 休憩いたします。（午前10時15分）

○**宮城克 委員長** 再開いたします。（午前10時21分）

---

○**宮城克 委員長** 真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一 委員** 先ほどの庁舎警備業務委託料でビデオカメラだったり配線とかは、今後、議決されて、委託を受けた会社が準備するということだったのですが、5年たった後は、委託会社が準備したカメラや配線は、市のものになるという認識でよろしいのですか。

○**宮城克 委員長** 総務企画課長。

○**総務企画課長** お答えいたします。5年後、多分4年後になると思うのですがけれども、再度入札をおかけまして、事業者がもちろん変更になれば全部取っていただいて、また再度つけていただくということになります。どうしてもやっぱり機械ですので、やはり5年以上動かすというのはちょっと厳しいのかなとは思っています。ちょっと個人的な意見ではあるのですが、どうしてもやっぱり機械って日々進歩していきますので、5年後、入札した際に、事業者が替わって、もしかしたら同じ事業者が取られたとしても、機械の変更は出てくる可能性はあると思います。我々の資産になるということではないです。

○**宮城克 委員長** 真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一 委員** 5年経過したときに、カメラと配線を回収というか、取るのは、5年間使っていた業者になるのですか。それとも新しいところが抜いて、新しいのを入れるかを判断するようになるのですか、どちらになるのか。

○**宮城克 委員長** 総務企画課長。

○**総務企画課長** お答えいたします。基本的には、設置した事業者を取っていただくということで考えております。

○**宮城克 委員長** 真喜志晃一委員。

- 真喜志晃一 委員** ここに関しては、基本はずっと5年更新みたいな、5年でずっと行く予定ですか。
- 宮城克 委員長** 総務企画課長。
- 総務企画課長** 今のところは5年で考えております。
- 宮城克 委員長** 真喜志晃一委員。
- 真喜志晃一 委員** 5年間でそれを設置して、終わったら取ってもらう。また、新しく委託受けたところがまた入れてもらうというようなことをずっと繰り返していくという認識でよろしいですか。
- 宮城克 委員長** 総務企画課長。
- 総務企画課長** お答えいたします。そのとおりでございます。
- 宮城克 委員長** ほかにございませんか。いいですか。又吉亮委員。
- 又吉亮 委員** 警備業務委託の件に関してなのですけども、現況は警備、常駐している人がいるという認識でよろしいですか。
- 宮城克 委員長** 上下水道局次長。
- 上下水道局次長** 土日、祝祭日と、あとは5時、終業後は人が常駐して警備しています。
- 宮城克 委員長** 又吉亮委員。
- 又吉亮 委員** その常駐している警備に関しても債務負担行為、今年単年でやっていたものが5年になると言っていたのですけれども、債務負担行為で単年で行っていたという認識でいいのでしょうか。
- 宮城克 委員長** 総務企画課長。
- 総務企画課長** お答えいたします。今年度に限り、ちょっと庁舎の改修があったものですから、今年度は随契をさせていただきました。その以前までは、たしか3年の債務負担行為を組みまして、業務委託の契約を行っておりました。
- 宮城克 委員長** 又吉亮委員。
- 又吉亮 委員** 今年に限り単年の随契、ではこの債務負担行為の補正というのは、今年単年でやっているものに対して、また補正している。中身がちょっと理解できないのですけれども。債務負担行為をこれまでやっていて、それに対して、これからまた令和2年度から令和7年度までの5年間の債務負担をまたするので補正するだったら分かるのですけれども、今年に限り単年の随契でやっていて、それに補正するというような認識なのでしょうか。
- 宮城克 委員長** 上下水道局次長。
- 上下水道局次長** この債務負担行為というものは、令和2年から令和7年度になっておりますけれども、令和2年度に契約して、支出が出るのは翌年の4月1日以降になります。というのは、結局、4月1日、すぐスタートしないといけないものですから、その前年度で契約しておいて、その際支出は伴わない契約になります。4月1日から業務を実施しますので、今年度やっているのは3月31日までの契約という別契約になりますので、これはもう全く別というふうに考えていただきたい。
- 宮城克 委員長** 途切れないようにということですよ。
- (上下水道局次長「はい」と呼ぶ)
- 宮城克 委員長** 31日で締めて、次の1日以降の次の契約の間、途切れないように継続するわけですよ。ほかにございませんか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第76号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時27分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時33分)

---

【議題】

**議案第80号 宜野湾市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例及び宜野湾勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について**

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第80号 宜野湾市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例及び宜野湾勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第80号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。宮城司委員。

○宮城司 委員 市勤労青少年ホーム、伊佐にあるのですけれども、これまでの経緯というのを説明してもらってよろしいでしょうか。この歴史ではないけれども、何年にどんなことを。

○宮城克 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 宜野湾市勤労青少年ホーム、そして勤労者体育センター、2つ、伊佐のほうに所在しております。建築年度が昭和53年度に建設されております。建物の構造といたしましては、青少年ホームが鉄筋コンクリート、そして体育センターのほうは鉄骨といったつくりとなっております。面積のほうにつきましては、青少年ホームのほうは敷地面積全て2,234平米、体育センターのほうにつきましては2,180平米ございます。

青少年ホーム、そちらが設立された背景といたしましては、青少年に対する各種相談、クラブ活動、勤労の余暇のための施設として設立されております。その中で社会状況の変化等がございまして、青少年ホームの設置の意義、そういった法律のほうは削除されまして、今回の廃止に至っております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 宜野湾市に移行されたというのはいつなのですか。これはずっと宜野湾市の管理ですか。

○宮城克 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 青少年ホームは市のほうが建設、設置しております。もう一つの体育センターにつきましては、国と市のほうで共用の建物として、同じく昭和53年に設置しております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、最初から市が管理していたと理解してよろしいわけですか。

○宮城克 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 青少年ホームについては市のほうで建設して管理しております。体育センターにつきましては、設置については国と市なのですけれども、管理については市のほうが管理をしていたということであります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今回の理由として、社会状況の変化、あるいは施設の老朽化とあるのですけれども、まず施設の老朽化というのは、何をもち、例えば築年数なのか、あるいはこの施設自体が何か使えない状態なのか、この説明をしていただけますか。

○宮城克 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 施設の老朽化については、建物の経年劣化もあって、少し修繕が伴う箇所も幾つか出てきているのもあるのですけれども、建物が建ったのが昭和53年にして、新耐震基準の以前の建物ということもあって、やはりしっかりとした耐震審査は行ってはいないのですけれども、一次診断ということで、やはり建物の老朽化から大きい地震があった場合の倒壊のおそれもあるという一次審査も出ておりますので、そういったことも踏まえて老朽化ということで判断をしております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 社会状況の変化というのもあるのですが、そういった中で、例えば失業率の上昇とかフリーター、非正規雇用の増加とあるのですけれども、いわゆるこれが上昇することによって勤労青少年ホームの関係という法律の裏づけがあると思うのですけれども、その辺の説明をお願いします。

○宮城克 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 まず、青少年ホームが設置した背景については、ちょうど日本高度経済成長期のときに中卒者であったり、そういった若年者が出稼ぎとかに来て、そこで友達をつくったり、いろんな趣味を一緒に味わうというようなそういった目的からそういった場所が建てられております。ただいまの時代の変化によって、高学歴化も進みまして、そういった若年労働者のほうが減ってきていると、ましてやまたいろんな雇用形態が増えてきておりまして、趣味も多様化しておりますので、こういったホームの設置の意義が、今はもう目的は達成されている、そういったことから今回の廃止に至っております、失業率の上昇とかであったり、またフリーター、非正規雇用の増加によって、働き方というか、その若年者の雇用のほうが減ってきている。そういったことから施設の意義が少なくなっているということがあります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 この勤労青少年ホームがなくなるとことによって、利用者は減ってきているというのは言われたのですけれども、利用者とかそういった中で影響を受けるというのはないですか。

○宮城克 委員長 産業政策課長。

○**産業政策課長** 受講者の減少というのもありまして、今民間のほうでも類似のそういった施設が充実している、また体育館等も昔に比べて増えてきている。また、趣味も多様化しているということで、民間にもそういった施設も増えてきているということから、その意義はもう達成しているのではないかとということで廃止にしております。

○**宮城克 委員長** 宮城司委員。

○**宮城司 委員** 確かにこれ維持費もかかっているのですけれども、今勤労青少年ホームと体育センターと一緒に話しているのですけれども、例えば体育センター、空いた建物をまた何か有効財産として活用できないかというそういった検討もなされたのでしょうか。

○**宮城克 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** まず、施設の老朽化であったり、やっぱり危険性の高い建物でもありますし、またそれに対して耐震の補強とか修繕に係る費用等をやはり勘案すると、その有効活用、建物をそのまま使うという判断には至ってはおりません。

○**宮城克 委員長** 宮城司委員。

○**宮城司 委員** 令和3年度から解体工事していくということだと思っておりますけれども、その後の活用というのも検討はなされていますでしょうか。

○**宮城克 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** 行政財産として令和3年度で解体して終了するのですけれども、その後についてはまだ全庁的にどういった活用しようかということで、これから話し合われていく予定となっております。

---

○**宮城克 委員長** 休憩いたします。（午前10時43分）

○**宮城克 委員長** 再開いたします。（午前10時52分）

---

○**宮城克 委員長** 伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄 委員** 今の耐震補強の問題と、それから費用、ランニングコストが年間2,000万円ぐらいかかると、利用料が400万円で、1,600万円の赤字というようなことで、今後もそれをということになると、ちょっと維持していくのは難しいというのが現実となるのかなと思います。

ただ、これ昭和53年に建てられて40年余りこの伊佐地域に立地をしているわけです。地域の皆さん方も御利用なさっているというところも多分あるとは思いますが。今後の廃止スケジュールの中に、運営委員会の皆様方がその青少年ホームと体育センターで説明というふうなことがあるのですけれども、地域の特に立地しているところの方々のこの方々というのは、やはりこれまであったものがなくなるという寂しみみたいなもの当然のようにあると思うのです。その辺については丁寧に御説明をするというのが議決を得た後なのか、それはよく分かりませんが、理由も含めて、皆様方に御納得いただけるような説明というのがあってしかなるべきだというふうに私は思うのですけれども、その辺のところのスケジュールはこの中では見えないと思いますが、どのようにお考えですか。

○**宮城克 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** 資料2ページの3番の廃止スケジュールなのですが、今委員がおっしゃっていた市

民への説明については、上から2番目、令和2年1月から2月、実は今年に入って1月、2月に市民、そして関係者にそのスケジュールの説明を行っております。ホームページでそういった施設廃止のスケジュール案について記載いたしまして行っております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ホームページでお知らせするというのも一つの手段としてあるのは分かりますけれども、やっぱり地域のコミュニティーというのは公民館、自治会とかというところが大きな役割を果たしているところですね。別の話ですけども、嘉数高台公園がもう既に工事始まっているのですが、地域に説明が全くないということで、何名かの方々から懸念の声が上がっているのです。やっぱり今言ったように、地域の皆様方、慣れ親しんだ、特に伊佐地域の皆様方には丁寧な説明をしたほうが、あらかじめ事前情報を教えることによって、理解度も高まっていくと思うのです。その辺、今ホームページだとかとおっしゃっていましたが、皆さんそんなにホームページになじみがある方々ばかりではないです。その辺のところも含めてやったほうがいいというふうな感想を持っておりますが、いかがですか。

○宮城克 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 特に受講生とか、そこをずっと利用していた方については、やはりしっかり集めて、こういったことになっておりますというまた意見、反対意見であったり、そういったものも説明会を実際に現場で開催もしておりますけれども、今後また市民とか近隣の利用者についてもそういったお知らせをしていきたいと思っております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 勤労青少年ホームの利用者の資料はあるのですけれども、これは体育館も入っているのか、バドミントンとかあるけれども。

○宮城克 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 これは、受講ですね。体育館でやっている、バドミントンとかフットサルは体育館でやる教養講座になっております。

○宮城司 委員 この教養講座の実施状況なのですが、例えば体育館の利用者数の推移という資料はありますでしょうか。

○宮城克 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 資料として提供させていただきます。平成30年度……

(宮城司委員「推移が分かるような」と呼ぶ)

○産業政策課長 直近5年ないしそういった変化を提供してまいりたいと思います。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 1点だけちょっと質疑させていただきます。今回、16養成講座ありますよね。その講座というのは金額が出るのか、また無料なのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○宮城克 委員長 雇用労政係長。

○雇用労政係長 講座の受講料自体は無料です。ただ、青少年友の会費として、これはレクリエーション等に使うのですが、1人500円を徴収しています。以上です。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 民間でもいろいろあるのですが、やっぱりそういうところはもう有料がほとんどになっていると思うのです。そういうことで、その辺について受講生からそういう意見はありますか。例えば、そういうお金が出ない方法とかそういうのを案内してもらいたいとか、そういうふうな意見はありますか。

○宮城克 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 料金についてのそういった要望等はなかったのですけれども、やはり場所的な、そういった安価で活用できる場所というのはとてもありがたかったというお話は出ておりました。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 さっきの話だと、自治会とかそういうのはサークル会員でやっているもので、個人的に今参加していますという、その辺はまた受講生に対していろいろ案内とかそういうのは一応やってもらいたいということです。以上です。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 私からちょっと要望も含めてなのですけれども、これ廃止することで年間約2,000万円、施設維持に係る支出があったということなのですけれども、あと併せてこの青少年ホームの教養講座だったりとか体育館を使用している人たちは、この施設がなくなることであふれてしまうというか、こぼれてしまうというか、あるのですけれども、それに伴って、恐らく公民館を貸してくれというような、以前から少しずつそういった施設とかがなくなっていく中で、公民館の利用者というのが物すごく増えていて、ですので、ここにかかっていた2,000万円という支出全てではないのですけれども、例えば公民館の利用が多くなったら、公民館の使用をさせる自治会にはそれに合わせて歩合ではないのですけれども、どれくらい使用、生涯学習だったりとか健康づくりのほうに公民館の使用を提供しているところに対しての補助だったりとか、育成補助金とは別途でやっていくほうが、そうしたらもう地域の皆さんがまた、今自治会加入率も低下しておりますので、そういった方たちが公民館を利用することで、また自治会につながっていくというのもあるので、そういったものも検討していただきたいなど、公的な役割としてはこういったものを廃止していくのは結構だと思うのですけれども、その代わりに、そういった人たちが今度はまた公民館を活用していくというような流れにして、自治会としても恐らくこの管理していく中で大変だと思うので、ただ貸すということも大変なので、貸した分、市のほうからまた補助していきますよというような流れに変えていったほうがいいのかと思うのですけれども、どうでしょうか、御見解もらえますか。

○宮城克 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 まず、おっしゃるように、その活動の場所がなくなるわけですから、私たちとしてもこの代替になるような施設はないかどうか。例えば公共施設であれば、ふくふくとかそういった公共の施設、めぶき、ふくふく、また体育館に代わるものとしては市立体育館であったりということも依頼をしてきました。自治会のほうにも自治会長会のほうに出向きまして、そういったサークル活動ができる場所、ぜひ提供していただきたい。利用料も含めてしっかり歳入として入ってくることもあるので、ぜひ空いているときには地元の方に貸していただきたい、サークルとして貸していただきたいということをお願いはして、了承も受けてはおります。相乗効果として自治会加入も増えるだろうということもありましたので、ぜひそこはしっかりお願いはしてきたところであります。

歳入とか、また補助金については、まだ財政部局との検討もありますので、即答はできないのですけれど

も、今流れとしては、こういう代替施設の紹介であったり、施設に対するお願いということは今まで進めてまいりました。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ぜひともこの使用に関しての、育成補助金とはまた別で、公民館の利用者、そういった生涯学習、生きがいつくりとか、そういった健康教室だったりとかするものに対しての別途で予算計上も、こういったものを廃止していくなら、それと同じように併せてやっていただきたいなど、自治会によってこういったものを受け入れるところ、受け入れないところというの也有るのです。やっぱり警備上の問題だったりするところもあるので、こういったものを受け入れやすくするために、うちの公民館施設はサークル活動は地域の方たちだけ限定ですよというところもあれば、やっぱりこの維持管理費を、ランニングコストを稼ぐといったらあれなのですけれども、徴収するために多く貸出しをしてやっているところもあるのです。その分、やっぱり自治会の職員に対しての負担、土曜、日曜も貸出しするので、土曜、日曜休みなのに来て貸す、公民館の収入として受け入れるというようなこともやっているのです、結構動いてどんどん貸したりしている自治会もあるので、そういったふうに貸出しを多くしてもらい、やってもらうように促すためにも、別枠で補助も、やっぱりこれだけ貸出ししているよという補助も必要だと思うので、ぜひともこれは検討していただきたいなど、2,000万円全部ではないのですけれども、もちろんこれの半額以下でも十分だとは思いますが、貸した分に対してのまた補助を充てていくというのは、ぜひとも検討していただきたいと思います。以上です。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 建物は42年になるのですが、これまでに外壁工事とか補修とかやったことはあるのか。

○宮城克 委員長 雇用労政係長。

○雇用労政係長 平成18年度に勤労青少年ホームについて雨漏りによる老朽化が激しかったということで、外壁の防水工事を実施しております。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 平成18年ですか。

(産業政策課長「はい、平成18年です」と呼ぶ)

○米須清正 委員 これが廃止になるのですが、こちらの令和2年度の募集とか、もうかけていないのか、今の現状はどのようになっていますか。

(産業政策課長「すみません、もう一度お願いします」と呼ぶ)

○米須清正 委員 先ほどは建物の現状、状態だったのですけれども、令和2年度の募集、教養講座とかはもうかけていないわけですね。

○宮城克 委員長 雇用労政係長。

○雇用労政係長 令和2年度についてはもう教養講座の募集は停止しております。令和元年度いっぱいまで教養講座については終了という形でっております。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 今はもう活動は、もう一切なしということですか。

○宮城克 委員長 産業政策課長。

○**産業政策課長** 教養講座、今はこういった無料で受けられる講座のほうは終わりましたので、今年は通常の一般の方がサークルとかで使ったり、一般の貸出しはまだ行っております。

○**宮城克 委員長** 宮城司委員。

○**宮城司 委員** もうちょっと確認させてください。この勤労青少年ホームの教養講座についてなのですが、今これだけの講座をやっているのですけれども、勤労青少年ホームが閉まることによって、今後、この教養講座というのはゼロになると理解するのか、それとも何らかの形で、先ほど言ったみたいに、どこかの公民館でやるとか、あるいは中央公民館ですとか、そういったところの説明をお願いいたします。

○**宮城克 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** 教養講座の受講生もだんだんやっばり減ってきて、その講座を今後も続けるという選択肢としては、民間でもいろいろと同じような類似のものも出ているので、今回は若年層に対する講座は目標はもう達成したかなと思っております。今後は、今まで受講生の中で仲間ができていますので、その皆様、任意でそういったサークルをつくって、いろんな場所でそういった活動を展開していくのではないかなと思っております。

○**宮城克 委員長** 宮城司委員。

○**宮城司 委員** 僕は、この教養講座というのは、これはどこの課になるのか、産業政策課なのか分かりませんが、ぜひ今後もやるべき事業だと思うのです。というのは、もちろん教養もそうなのですが、この講座を通して若い人たちが同じ趣味、同じ考え方というか、そういった持つ人たちが出会って、そこから愛が芽生え結婚していくと、この教養講座というのはそういう実績もあると思うのです。そういったデータは取っていないと思うのですけれども、だからぜひこの教養講座、勤労青少年ホームがなくなるから教養講座もなくなるのではなくて、何らかの形で若い人たちに文化的なそういったのを進めていくことをなくさないようにしてほしいと思います。

○**宮城克 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** ありがとうございます。今までの歴史もありますし、今は趣味も多様になって、本当にいろんな形に変わってきています。今後なのですけれども、今は普天間にある並松街道とかいろいろできてまして、そこに交流施設というのも今検討はされております。その中で同じようなものができるかどうかは分からないのですけれども、まだ計画段階ですので、そういった交流できるような場所というものの構築とか、そういったものも含めて検討していきたいと思っています。

○**宮城克 委員長** 最後に、委員長からなのですが、先ほど伊佐哲雄委員がおっしゃられたように、やっぱり地域の理解、地域への周知、不可欠だと思うのです。ほんの数名でもそれに対してやはり懸念があるというのもあってはならないこと、今回のこの案件というのは、もう解体をして閉じていくというのがもう決まっている内容ではないですか。ということは、例えば講座とか利用される方々でも、果たしてそれが全て伊佐の人かといえばそうではない。周りからやってきて、利用できなくなったら去っていただけなのです。しかしながら、これから解体も入っていくということは、地域の中を工事用の車両が行き来したり、やっぱりそこにまた負担かかるのは地域だと思うのです。だからこそ、地域に対する周知、それに対する協力というのは、やっぱり伊佐区の皆さんであるわけですから、そこはしっかり周知してほしい。

さらには、また解体をしていくわけですし、そこにそういった仕事に従事する人が入ってきますから、例

えば伊佐のその利活用、飲食、弁当であったり食堂であったり、いろんなものに関しても、その受注される業者に対しては、いわゆる地域のコミュニケーションが必要なので、そういったものもしっかりと使ってください。そこまでやってこそその発注だと思いますので、そこもしっかり加味して今回のこの事業、この歴史に幕を閉じていただきたいなど、新しく造るときにもやっぱり伊佐の人たちの協力必要ですから、それをおろそかにしてしまうと、逆に反対運動でも起きたら、また別の話になりますので、地域とのコミュニケーション、通知はしっかりされてください。

嘉数の話もさっき出ましたので、それも関係しているかしていないかは分かりませんが、それもそういう声がありましたというのも、しっかりまた今回届けてほしいなと思います。そこも踏まえて、この事業に取りかかっていたいただきたいなと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

(産業政策課長「ありがとうございます」と呼ぶ)

○宮城克 委員長 では、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいります。

では、審査中の議案第80号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時15分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時25分)

---

#### 【議題】

#### 議案第81号 宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第81号 宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第81号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。宮城司委員。

○宮城司 委員 市立総合運動場の屋内運動場の廃止ということなのだけれども、この条例というのは新たな多目的運動場には適用しないのか、全く別のという……

○宮城克 委員長 施設管理課長。

(施設管理課長「別ですね。」と呼ぶ)

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 ただ、別表第1には、要するに連なって出てきます。ですので、議案書の16ページ、新旧対照表の20ページのほうで、要は宜野湾市立総合運動場のこの幅が広いものですから、その中にグラウンドもあり、野球場、市立体育館、屋内運動場、新しく昨年設置した市立多目的運動場がそのくくりに入っていて、そのくくりの中の一部というのは、この屋内運動場が一部に該当するというので廃止と、及び利用料金の廃止です。

新しい多目的については、昨年度、設置条例及び利用料の条例も昨年度いただいております。9月議会です。9月議会でいただいています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 このなくなった場所というのはどうなるのですか。

○宮城克 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 跡地整備としてはサブグラウンドと投球練習場を予定しています。ブルペンです。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、この土地のサブグラウンド、投球練習場となるのですけれども、これに関しては何に属するのか、その後ですね。多目的広場に属して、例えばここをまた利用する場合に利用料金が発生するのか。もしくは多目的広場に属しないのであれば、その部分に関しての利用規定とかそういったものもつくっていく意向があるのか、お願いします。

○宮城克 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 サブグラウンドと投球練習場については、一応多目的広場とは別の用途という形で整備する予定で、利用料金等については、今ちょっと検討中で、今後また制定するかどうかというのを検討していく予定です。

(委員長交代あり)

○米須清正 副委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 たしか何か設置義務でしたか、コンベンションエリアという指定の中のこういう広場がこれだけの面積、何がこの面積とか何か規定がなかったか。

○米須清正 副委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 海浜公園は運動公園という位置づけで運動公園ですので、そういった運動施設も含めて整備すると。建蔽率とかいろいろまた規制がありますので、建物ですね。

○米須清正 副委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 ということは、簡単に、今空いたから違うものを何かやろうというのはできないということですよ。

○米須清正 副委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 そうですね。建蔽率の範囲、上限がありますので、施設によって。

(「こういうのにも建蔽率あるの」という者あり)

○施設管理課長 はい。

(委員長交代あり)

○宮城克 委員長 委員の皆様、ほかに何か質疑ありますでしょうか。

(「進行」という者あり)

○宮城克 委員長 よろしいですか。進行の声が出ましたので、では進行していきましょう。

(「はい」という者あり)

では、審査中の議案第81号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時31分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時37分)

---

○宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時37分)

◆午後の会議◆

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時06分)

これより午後の会議を進めてまいります。

参考人の出席要請についてお諮りいたします。

請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願、以上は関係者から意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時06分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時07分)

---

【議題】

請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願

～ 参考意見聴取 ～

○宮城克 委員長 これより請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚

染水の取水を止める請願を議題といたします。

本件の参考人として有機フッ素化合物（PFAS）汚染から市民の生命を守る連絡会より伊波義安さんほか1名御出席いただいております。本日は、お忙しい中にもかかわらず本委員会のために御出席いただきまして、ありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

早速本件に対する説明を聴取して、調査を進めていきたいと思っております。

では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員からの質疑に答えていただくようお願いいたします。それでは、御発言をお願いいたします。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時08分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時08分）

---

○宮城克 委員長 では、発言をお願いいたします。村上参考人。

○村上有慶 参考人 この会の事務局を担っています村上と申します。住んでいるのは北谷町です。

このPFAS化合物の汚染から市民の命を守る連絡会というのは、今年の初め、冒頭、1月に7市町村の市民が中心になって結成されたものです。何か政治団体とか組織があって結成したものではなくて、なぜこういうものをつくったかという、2016年に私たち北谷浄水場から給水を受けている者が飲んでいる水の中にPFOS、PFOAという有機フッ素化合物という自然にないものが混入していると、それも大量に混入していると、やはりそれは健康に害を及ぼすだろうということで、昨年に1年かけて7市町村を中心にして学習会を各地でやってきました。小さな学習会をですね。20回、30回ぐらいやりましたでしょうか。これはもう水を飲んでいる私たちが共同して物を言わない限りどうにもならぬだろうということで、この連絡会を今年の初めにつくって、最初に始めたのが署名運動でした。とにかく国と県の担当している企業局に対して、この水を止めてくれないかと、基地の中に立ち入って調査をさせてくれないかというようなことを主要な点として市民の署名を集めまして、6,000筆分集めました。そして、防衛局と県の企業局の両者にそれぞれ宛てたものをやりましたので、提出をいたしました。

なぜこの署名をやらなければならなかったかという、幾ら防衛局行って話をしても聞いてくれないのです。どうにもならぬということで、署名活動に最初取り組んで、何とかそれで、こういう運動やるのは初めての住民ばかりでしたので、何とか動いてくれるのではないかというふうに思っていたのですけれども、さっぱり動いてくれない。防衛局の言い方と言うと、水道の基準値、安全基準の中にPFOS、PFOAの数値が日本の国の中にないと、国の中にないものをどうやってなくせというのだというような話で、米軍は取り合ってもくれませんでした。それでは困るということで、この7月ぐらいから企業局と話をしながら、市町村、水を飲んでいる市町村は7つあるわけですが、この宜野湾市と私たち北谷町は全員が飲まされているわけです。沖縄市から浦添市から北中、中城、那覇の新都心を中心にして、約5割から6割の市民は飲んでいて、総勢で45万人ぐらいが飲んでいて、45万人といたら140万件のうちの何割になりますか。大変な人の健康に危惧があるということで、それで取りあえず今日こうして来させていただいているのは、7つの市町村に対して陳情、宜野湾市の場合は請願にさせていただきましたけれども、出させていただいて、9月議会で審議をしていただきました。

それで、皆さんのほうに分厚い資料みたいのを配っていますが、論点は3つなのです。1つは、基地の中がどうなっているのか調べてほしい、調べさせてほしい、立入調査をさせてほしいというのが1つです。

それから、2つ目は、とにかくこの汚れたPFOSが入っている水を飲まないでほしいと、止めることはできるはずだということで、企業局にはお願いをしました。これが2つ目です。

それから、そのPFOS、PFOAがどんなものか、僕らもよく分からなかったものですから、検査をして、住民たちの血中濃度検査をして、他府県や他市町村、県内でも北谷町の水を飲んでいない市民とどれぐらいの違いがあるのかを疫学的に調査してくれないかという、この3つを主な点として陳情を行わせていただいたわけです。この中でいうと、分厚いやつの7枚目と8枚目に、北谷町では、私たちの要求を正面から受け止めていただいて、基地の立入りについての決議と、8枚目のほうには血中濃度調査、取水を止めるということに関しての意見書を議会として書いていただきました。北谷町は、野国町長が中心となって、岸防衛相が来たときに直接面談をして、この決議、意見書をぶつけてくれて、口頭でも意見を言っています。とにかく町民が得体の知れない毒物を飲まされ続けているというのはたまらぬということで、各市議会、村議会でも議論をしていただいて、採決をいただいています。もう既に那覇市と中城村、それから北谷町、そしてこちらでも採決をしていただきたいと思いますし、この7市町村の陳情決議をバックにしてといいますか、同じような内容で県議会の議員さんたち、会派別なく自民党から共産党まで回らせていただいて、同様の決議、陳情を今県議会に対して上げています。それをどう扱うかは、今日結論が出るということで、今日これが終わりましたら電話して、どうするのかを聞いてみたいというふうに思うのですけれども、水を飲むか飲まないかというのは、政党をどこを支持しているか支持していないかというのは全く関係ないです。

一番困っているのは女性たちです。御存じのとおり沖縄県は低体重児出生がずっとこの間全国一なのです。どうもPFOSが影響しているのではないかということが言われているわけです。ですから、私の周辺、北谷町でも、多分宜野湾市でもそうだと思うのですけれども、女性たちが浄水器を高い浄水器につけ替えたり、レンタルしたり、私の家なんかは、もううちの女房が沖縄市まで水を買に行っています。何千円というお金を余分に負担して、口から入る水についてはPFOSが入っていない水、なぜPFOSが入っていないかという、石川浄水場や西原浄水場は入っていませんので、この水を飲むようにしています。顔を洗ったりお風呂浴びたりトイレを流したりはもう通常の水でやっていますけれども、とにかく口の中には入れたら危ないということで、女性たちは各家庭では非常に気を使って、今飲まないような努力をしているのが現状なのです。

そういう状況で市民に何ができるのかよく分かりませんが、とにかく自分の家族を安全に健康に育てたいという思いがあって、みんな市民運動ですけれども、言うことは言っていこうよということで、今回こういう請願をお願いしている次第です。

内容については、取組の運動のことだけ私は申しあげましたので、代表のほうからそのPFOSの中身については御質問いただくなり、御発言いただきたいと思っています。私のほうからは以上です。

○宮城克 委員長 ありがとうございます。

あと、いろいろと資料が今日提出されているのですが、この資料の説明もしながら、また説明いただける

ということによろしいのでしょうか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、伊波参考人からよろしくお願いします。

○伊波義安 参考人 私、共同代表の伊波です。今日、お忙しい中時間を取ってもらってありがとうございます。

まず、A3の資料が行っていると思うのですが、2枚つづりかな3枚つづり、これは沖縄タイムスに私伊波と共同代表の桜井先生と、それからジョン・ミッチェルの3名が連載でPFAS汚染について書いたものをプリントしてあります。

それから、次は、このA4です。パワーポイントの、これ学習会で使っているパワーポイントをプリントしたものです。これである程度その有機フッ素化合物(PFAS)というのは何なのかというのが資料も入れられていますので、質疑が出たときは、この資料も見ながら説明したほうがいだろうということで、この中に入れてあります。そして、下のほうに番号が書いてありますが、46、番号が書いてある最後はね。46と、4枚目の後ろ側にあると思いますが、質疑が出たときは、ここの何番を見てくださいとやろうと思って、これを資料として出してあります。

もう一つは、8枚つづりで、もう一つはA4でたくさん資料ができていますが、これまでに要請書、それから陳情書なんか出したもので、どうなっていたかというのをつづったのがもう一つの資料で、この3つの資料です。これでいいでしょうか。

○宮城克 委員長 委員長から、資料いただいて、今簡潔に説明いただきましたが、今で説明は一応よかったということでもいいですか。もう少し強く訴えるものとか何か説明があれば、そのまま今質疑に入っていくのですけれども、そのまま質疑でもいいですか。それとも、まだ何か言い足りないのがあるのではないですか。伊波参考人。

○伊波義安 参考人 少しだけつけ加えますが、実は学習会というのは、去年の6月ぐらいから始めているのです。20回ぐらいやっています。20回ほど学習会していますが、最近やった一番新しいものの資料が皆さんに配られているA4の10月13日の資料です。これは、浦添市の教育委員会が後援で、浦添市にある湧き水fun倶楽部、そこで私が講演した資料をプリントしたものです。講演後、その浦添市の湧き水fun倶楽部は早速それから2週間後に現地視察をした。フィールドワークをしたいということで、嘉手納基地周辺の汚染地域の実はフィールドワークをしています。

それから、先週の土曜日に沖縄国際大学で砂川かおり先生のゼミでPFAS問題を取り扱っているようです。有機フッ素化合物問題を取り扱っていて、それで現地視察をしたいということで、20名、先週の土曜日、私が案内で現地視察をしてきました。

もう一つだけ申し上げておきたいのですが、神戸大学の4年生が、女の子ですが、この生徒が卒業論文にこの有機フッ素化合物の問題を取り上げたいということで10月に、嘉手納基地周辺と普天間基地周辺をフィールドワークしました。私たちは、普天間基地周辺のフィールドワークも7~8回やっています。それから、嘉手納基地周辺のフィールドワークは12~13回やっています。これだけちょっと補足しておきます。

○宮城克 委員長 説明のほうありがとうございます。

では、早速ではございますが、委員の皆様、今の参考人の説明を聞いた上で、お手元の資料を見た上で質

間がある方は挙手にてお願いします。村上参考人。

○村上有慶 参考人 質疑がないようですので、少し具体的な中身についてお話をさせていただきたいと思  
います。

今年の4月1日から厚生労働省が規定した水道水に含まれているPFOS、PFOAの含有の合算値が  
50ナノグラム・パー・リッター、もうごくごく、ナノグラムですから100万分の1ですから……

(伊波義安参考人「1億分の1」と呼ぶ)

○村上有慶 参考人 1億分の1か。プール何杯分かの水に目薬1滴ぐらいのものなのです。それで、嘉手  
納から取水をして、嘉手納の浄水場から、北谷の浄水場から出てきていた水が今年の初めで大体30ナノグラ  
ムぐらいだったのです。要するに1億分の1だと大した量ではないというふうにお思いになるかもしれませ  
んけれども、私たち沖縄本島で飲み水を飲んでいるのは、名護の浄水場と石川浄水場と西原浄水場と3つあ  
って、北谷が1つあります。北谷が古くて一番大きいのですけれども、北谷は先ほど言ったように30ナノグ  
ラムを超える。では、名護や石川や西原ではどれぐらいかというと、0.何ナノグラムなのです。要するに30倍  
どころではないわけです。同じ沖縄県民でありながら、45万人は30ナノグラム飲まされているけれども、他  
の市町村、北谷浄水場から飲んでいない人たちは、もっと清潔な水を飲んでいるのです。だから、沖縄県の  
企業局に申し上げたのは、同じ県内の県民に対して命の水を給水しているにもかかわらず、なぜ宜野湾市、  
北谷町、私たちがそんな何十倍も汚れた水を飲み続けさせられなければならないのだと、それはやめてほし  
いということをずっと言い続けて、今まで議論をしてきました。県としても基地の立入りを要求してくれて  
いて、調査をできるようにして、できるだけPFOS、PFOAが入らないような水を供給したいという思  
いは職員としては一緒なのです。ですから、ついこの間会って、担当と課長さんとお話ししましたけれども、  
かなり努力して県ダムから水を入れて、きれいな水にして、その30だったやつを14~15ぐらいに落としてく  
れているのです。それでもまだ14~15は多いですよ、他市町村と比べると。だから、やっぱり原因は嘉手  
納基地から来るものにあるのであって、そこを止めさえすればいいのではないかということをお願いしてい  
るのですけれども、それはできないというふうにおっしゃるのです。喝水になったときに断水というような  
ことを企業局としては県に対しては言えないということで、努力はするけれども、まだPFOS、PFOA  
の濃度が高い数値のものを45万人に対しては供給せざるを得ないのだと、努力は今後もしていきますとい  
うふうには私たちに答えてくれて、努力は認めますけれども、30が半分ぐらいになったわけですから、でもや  
っぱり我々にしてみたら、それを自分の子供、あるいは女性たち、妊娠しておなかに子供がいる女性たちが  
それを飲み続けるということに対する恐怖心とか不安感というのはねこれは拭えるものではないのです。で  
すから、そのところをやっぱり県行政なり国行政が何も言ってくれないのだったら、その水を飲まされて  
いる市民の代表である皆さんにぜひ声を大きくして発言をしてほしいのです。これは、与党を支持してい  
るか野党を支持している、関係ないです。別に水を分けて飲むわけではないですから、誰もが飲むわけです  
ので、ぜひそういう趣旨でこのPFOSの問題というのは、直接我々の子々孫々に関連する健康の問題なの  
だということを御理解いただいて、取組をしていただきたいなというふうに思います。

○宮城克 委員長 伊波参考人。

○伊波義安 参考人 今日資料配られたものですから、皆さんにね。質疑するのも大変だろうと思うので  
す。それで、私も今の話に加えて、1つは、有機フッ素化合物、いわゆるフッ素というのは皆さん御存じだ

と思うのですが、例えば皆さんの家庭では、焦げないフライパンといってテフロン加工のフライパンがありますね、テフロン加工の。あれは、やっぱり有機フッ素化合物を使っているのです。この中に、あれは細工しにくいから、PFOAというのを使って細工しやすいようになっているが、それを作っている工場がたくさんこの排水中に流した事件があったわけです。それはデュポン社というところが流して、皆さんの資料をちょっと見てもらえますか。どこを見てもらおうかという、皆さんの資料のナンバー7番、8番見てもらえますか、7番、8番。A4の資料です。7番、8番と書いてある、1枚目の後ろ側です。これは、去年の5月15日にNHKが「クローズアップ現代」でやったものです。私は、これを見てびっくりしたのです。私は、化学専攻なのです、大学では。それで、これ見てびっくりしたのですが、これを見ると、右側の8番にこんなことが書いています。これの高濃度の水を飲むと、いろいろな病気の発生率が高くなる。とりわけ6つの病気の発生率が高くなるというのは、このNHKの「クローズアップ現代」でやっているのです。1つはがん、腎臓がん、精巣がん、それから3つ目は潰瘍性大腸炎、それから特に注意したいのは、妊娠性高血圧といって、妊娠するとこのPFOSやPFOAの濃度が高くなった水を飲むと、この妊娠性高血圧になるというようなことで、6つの病気になっている人たちが、実はデュポン社はそういうことが訴えられて、2000年にこれの製造をやめるのですね、PFOAの製造をやめて、7万人の人たちの調査をします。その中の3550名がデュポン社を訴えます。6つの病気の発生率が高くなると訴えて、裁判で訴えたら、結局はデュポン社もある程度認めて和解が成立しています。765億円の賠償金を払って和解が成立。

そこで、見ていてもらいたいのは、この3つの病気は、PFOAの濃度が高くなるとこうなっていますが、それと関連して、今同じページの11番見てもらえますか、11番。11番は、先ほど村上さんから説明がありましたが、低出生体重児の出生率はどうなっていくのかという、ここに表が出ています。40年後の表が出ています。昭和50年から平成27年まで出ています。上のグラフが、上が沖縄県です。下は全国の平均。見てください。既に沖縄県は全国平均よりずっと上です。低出生体重児というのは2,500グラム以下の子供です。この子供たちは体重が低いだけではなくて、知能の発達も悪くなると、これがどうしてなのかなというのは、いろいろ調べられていますが、これに関連して10番をちょっと見てもらえますか、10番。これは、北海道大学の岸玲子先生が2002年から2005年まで札幌市内の428組のいわゆるその胎児とそれからお母さんと子供の中のPFOSを調べています。お母さんの体の中にPFOSが高いと、生まれてくる子供も確実に高くなる。子供が普通の子たちよりも15ナノグラム高くなると、いわゆる100グラム減ってくる、体重が。低体重児が生まれてくるのです。それから、生殖ホルモンも減ってくるということが分かってきた。低体重児と関係あるということが分かってきたのです。

沖縄県のいわゆる保健医療部の健康長寿課もこれ調べた。たまに沖縄県が低出生体重児が2番になる。ほとんど1位です。あのグラフ見てもありますが、そうしたらこの原因は何なのかなといういろいろ調べているのですが、1つは、一番大きな要因は、いわゆるその37週未満の出生ですね、早産です。これがその原因の63.3%だろうと言われていています。低出生児出生。

2番目、見てください。妊娠後期の高血圧、これが2番目の理由なのです。妊娠後期の高血圧は何の関係あるかという、デュポン社が賠償金を支払った6つの病気の中の1つなのです。つまり、デュポン社が支払った妊娠性高血圧は何に原因があったかと、PFOSに関係あったのです。だから、沖縄県の低出生児出生率もそれに関係あるのではないかなという疑問が持たれて、京都大の小泉先生が調べてありますが、ほか

のところと比べると、その北谷浄水場の水を飲んでいる人たちは、やっぱり低体重児の出生率が高いということをお泉先生がずっとではないですが、ある期間調べてあります。

それから、もう一つだけ、ごめんなさい。もう一つだけ話しておきますが、4ページ、20を見てもらえますか、20番。20番見てもらえますか。先ほど村上さんが言っていました、北谷浄水場からの水というのは、ほかの浄水場からの水に比べて数十倍、PFAS、有機フッ素化合物が入っているわけです。私たちは、まずはこの北谷浄水場からの水をダムの水に切り替えなさいと、当初から要求してきました。では、幾らぐらいPFOSで汚染された水が北谷浄水場の水に入っているかということ調べないといけません、2018年のその北谷浄水場で45市町村に送られている水はどれぐらいかと、大体150トンぐらいです。1日に150トンぐらい送られている。この中の6トンぐらいが汚染された水、では汚染されているのはどこの、比謝川の水、それから長田川ってあります。それから、天願川、それから特にひどいのは、嘉手納井戸群と皆さん初めてかもしれませんが、嘉手納基地内に19の井戸があります。これから水を1日に20.5トン取っています。ごめんなさい。2万500トン取っています。この4つを合わせると約6万トン、いわゆる北谷浄水場の水の40%ぐらい、去年、一昨年までは取っていたのです。先ほど村上さんから話がありましたが、県民が問題だということと同時に、ここから出られている伊波洋一さんが実は国会で追及した。ダムの水に切り替えられないか、この汚染水をやめて、当時の衛藤沖繩担当相に言ったら、沖繩担当相は前向きに検討したいということで、ダムの水にできるだけ切り替えるようにしたいという発言を今度の3月9日に発言しているのです。そういうものもあって、企業局もこれをどうにかしたいと、去年、一昨年は、大体その40%ぐらい、いわゆる北谷浄水場の水の40%が汚染水だったわけです。だけれども、今は20%ぐらいに減らしています。どうしてかという、比謝川の水は止めていますよと、僕らに回答しています。これは、玉城健一郎さんでしたか、県議会で質問しても同じ答えが出てきています。汚染水はずっと減らしている。その汚染水の中でも比謝川の水は止めていますよ。それから、嘉手納井戸群の水、これは19あるが、この中で13は止めている。6つだけしか取っていません。それから、長田川の水、これも汚されている可能性ありますが、長田川は今工事中です。何で工事しているかという、比謝川と長田川は下で一緒になりますが、比謝川の水が回り込んで長田川の水を汚すような形になっていますから、比謝川の取水場を上寄せているのです。こういう工夫をすることによって、いわゆるその北谷浄水場の中の汚染水の割合を減らそうとしているのです。かつては、実は80年代ぐらいまでは、北谷浄水場の水の8割、9割が汚染水だったのです。だけれども、ダムができてだんだん減らされて、今は40%ぐらいに減らされている。そして、県民がこれは大変だと、先ほど話ありましたが、今後ろのほうにも4名のお母さん方がいらっしゃっています。特に北谷町と宜野湾市は全市民が北谷浄水場の水を飲んでいるのです。それで、そのお母さんたちに聞きますと、特に子持ちのお母さん方は、水を買ったり、それから浄水器を借りたり、普通の浄水器は軟水器ですから、これでは除けないから、いわゆる逆浸透膜というのがついた高い値段の浄水器を買ったり借りたりした。そうすると、一体どれぐらい月に出ているのですかと聞いたら、水道料金以外に6,000円から8,000円ぐらい実は出費がある。では、これはどうしてなのかということ、いわゆる宜野湾市でも東側と西側は違うのです。東側は石川浄水場とか西原浄水場の水を飲んでいるから、そこは問題ない。だけれども、西側の北谷浄水場の人たちが、飲んでいる水は、宜野湾市は全市民ですが、やっぱりこんなに違いがあるから、私たちは企業局に損害賠償を請求しようかなと思っているのです。今、アンケートを取ろうと思って始めようとしています。どうしても、ダムの水で賄えないかと

いうのを私たち要求していますが、十分賄えるだけの量はあります。

それから、もう一つ、ダムの水だけでなく、北谷浄水場には実は海水を真水にする装置が1997年から入っています。それは、1基5,000トンの真水をつくることができます。これが8基ありますから4万トン、これをみんなフル稼働させたら、汚染水の6万トンを十分に、あと2万トンはどうにかできるのです。それでできないのかということも僕らは提起しているし、もう一つは、この頃は各家庭とも節水意識が高くなって、以前みたいに水をわっと使いません。だから、家の上にタンクなんかもうつけなくなっているところがだんだん出てきています。断水がもうなくなったから。

それから、もう一つは、洗濯機とかいろんな機器が節水機能のある機械に代わってきて、1家庭で使う水の量もだんだん減ってきているのです。だから、それからすると、北谷浄水場から2018年に取っていた6万トンというのは十分減らせるし、さらにまたダムがたくさんできまして、国管理ダムが9つ、県管理ダムが1つ、企業局が1つと11あります。これで十分賄えるのではないかなと、それから海水を淡水化したやつと、こういうものを使ったり、みんなが節水の運動をすれば十分賄えるのではないかなということで、私たちはそれを証明できるデータ、新聞の記事にも書いてありますが、そういうことを含めて、私たちはただ資料もないままに言っているのではなくて、具体的なデータを突きつけながらやっているのだということです。長い説明になりましたが、そういうことです。

○宮城克 委員長 ありがとうございます。委員の皆さん。

今日これだけの資料と、より具体的な説明を聞いて、またより一層この重要性というものと、また深いところを知ることができたのですけれども、時間も限られていますので。宮城司委員。

○宮城司 委員 今日は本当にありがとうございます。沖縄担当相の衛藤大臣ですか。当時、何とかやっていきたいということで、国会でもありました。今、参考人の説明でもあったみたいに40%から20%、あと13井戸を止めるという説明もあったのですけれども、それはいわゆるその答弁というか、その流れでやっているのか、それとももっと何かやっているのか、もうこれで終わりなのかという、ちょっとそこら辺の今もし分かる範囲で説明できればお願いしていいですか。

○宮城克 委員長 伊波参考人。

○伊波義安 参考人 今のご質疑、私たちは10月29日に、実は今まで私たちは大挙して企業局と交渉したのです。けれども、本音が出ないからということで、10月29日に共同代表と事務局を入れて、企業局は3名出ていろいろ話しました。一体汚染水を飲まないようにできないのかということで話しましたら、もちろん今さっき話したように工夫している。40ぐらいあったのが30に落ちて、今は13ぐらいになっています。13ナノグラムになっています。いわゆる汚染水は20%になっているが、これで終わりではないです。企業局はもっと工夫していきたい、もっと工夫する。私はなぜゼロにできないのかと、何で同じ、例えばその沖縄の水を飲んでるのに、宜野湾市や北谷町だけは汚染された水を飲まされている。私はうるま市ですが、うるま市は石川浄水場ですから、それは1以下ですよ。なぜそんなに不公平なことがあるかと言ったら、企業局もいわゆるこうならないように、みんな同じになるように努力していきますと言っています。1つは、恐らく、もう新聞にも出ていましたが、それは効果があるかどうか分かりませんが、粒状活性炭といって、活性炭を使って有機フッ素化合物を除く、この工夫もする。

それから、もう一つは、ダムの水が余っている、工業用水になっているのもかなりあるけれども、それが

使われていないから、これも入れるとできるのではないか。それから、もう一つは、私さつき話しましたが、海水の淡水化、今8ユニットで4万トン実際はできるのですが、今は5,000トンぐらいしかしていません。1ユニットしか使っていません。そうすると、あと3万5,000トンできるのです。企業局の話では、緊急事態のときはこれやります。緊急事態というのは渇水期、雨が降らないときにやります。私たちは、今こそ緊急事態ではないかと言ったら、向こうも非常に頭を抱えているのですが、やっぱりこれから検討します。今お話のあった衛藤沖繩担当相の発言も実は私たちの運動も市民の声も、それを進める大きなバックになっているのです。だから、そういう意味では、ぜひ議会をまたやってもらえば、もっと私は大きな力が働くのではないかなと思っているのですが、企業局もこれで終わりとは言っていない。まだこれから努力しますということを行っています。

○宮城克 委員長 ほかに委員の皆さん、今聞いておきたいことないでしょうか。これだけ、また資料も後でじっくり見て、いろいろと審議することになりますが、よろしいでしょうか。村上参考人。

○村上有慶 参考人 宜野湾市はこの問題は、ほかの6市町村と比べても真剣にやっぱり取り組んでいただかなければならないと思っています。というのはダブルパンチなのです。要するに汚れたPFOS、PFOAが入っている水を全市民が飲んでます。これを止めてほしいというのは北谷町民も含めてやっているわけです。ところが、今年の4月10日に松川市長が環境協定を適用して、基地立入調査へ入りました。あれ初めて、第1回なのです。だから、環境補足協定を使って基地立入りをしたのは宜野湾市が初めてなのです。しかし、それ以降全然できないのです。なぜなのかよく分からないのですけれども、普天間から漏れた、汚染したあの消火剤は、結局、坂のように西海岸のほうへ流れていくわけですよ、雨が降ったりして。環境汚染なのです。だから、田いもの問題とかいろいろ宜野湾市では検討していかなければ問題がある。水道の蛇口から出てくる水も汚れていて、普天間の基地の影響で周辺の環境汚染すらも負ってしまっているというのが宜野湾市民の人たちの被害状況なのです。だから、私たち北谷町と比べても恐らく宜野湾市民はそういう点では2つのそういう悩みを抱えて、声を上げているのだろうというふうに思っていますので、ぜひその点も含めて検討していただきたいというふうに思います。以上です。

○宮城克 委員長 ありがとうございます。はい、どうぞ。伊波参考人。

○伊波義安 参考人 普天間の問題に関して、今までどちらかというと嘉手納基地周辺の話を中心にやりましたが、実は普天間基地は今言ったように、飲み水も有機フッ素化合物で汚染されている。環境は、私はぜひ、やっぱり深刻に捉えてもらいたいというのは、なぜか。4月10日の流出事故があって、翌々日、私は早速向こうの検査に行きました。採水をして検査もさせたのです。そうしたら物すごい濃度が出てきています。

そして、もう一つは、私がびっくりしたのは、現地に行ってびっくりしたのは、翌々日でしたが、そこにはいわゆる宜野湾消防隊の人たちがマスクはしていましたが、川に下りて、その泡を取り除こうとしていたのです。これは危険だなと私は思いながら見ていたのです。消防車でこれを吸引したが、できない。だから、放水して取り除こうとしたが、これも駄目。そうしたら、米軍が流出させたはずなのに米軍は一人もいない。その次に、あれは県管理の河川ですよ。県も出てくるべきですが、出てこなかった。宜野湾市の消防隊の人たちがやっているのです。非常に危険、何で危険か。最近、どこかの公園の水をみんなくみ出して、泥もくみ出すという話があったでしょう。それから、もう一つは、第二さつき認定こども園の砂を取って入れ替え

ましたよ、みんな拭いてね。これぐらい危険なのですよと。

国土交通省やそれから総務省、6つの省がこれについての取扱いについての省令を出しているのです。私、今日忘れてきましたが、その中を見ると、これを見ると有機フッ素化合物ってこんなに危険なものだなど、危険なものだから、あの子供たちが遊ぶ砂場も砂を入れ替えた。それから、遊具も拭く。これぐらい危険です。だから、これ拭いた布は外に漏れないように処分しなさいと省令にあるのです。

それから、もう一つは、これを移すときは漏れないようなところで移しなさいと、つまり有機フッ素化合物はこれだけ危険ですが、危険だというのは、私たち県民はもとより米軍にも知らされていないのです。宜野湾市の消防隊の人たちは気の毒だと思うのは、あれ回収しましたが、その後、健康調査したかどうか。

それから、もう一つ、あの周辺の人たちの健康調査したかどうか。そして、あのさつき認定こども園の子供たちの健康調査したかどうか。そして、飲み水ではないからいいよではないのです。もう一つは、海に流れる。海の魚の中に蓄積されていく。例えば皆さんの資料のどこに私は入れましたかな、ちょっと待ってください。これに入れていないか。どれかに私資料を入れたつもりですが。

(「30番」という者あり)

○伊波義安 参考人 ごめんなさい。ありがとうございます。30番ちょっと見てもらえますか。実は2015年に環境省が国内の17都道府県の魚の体の中のPFOSの含有量を調査したら、中央値、平均値と考えてもいいですが、0.09ナノグラム・パー・グラムと書いていますね。そして、翌年に実は国立研究開発土木研究所と京都大が比謝川の魚を調べています。グッピーとかティラピアなど4種15試料のPFOSの含有量の平均値調べたら、上と比較してください。全国の中央値が0.09です。30番ですから。そして、比謝川の魚が64ナノグラム・パー・グラムです。一体比謝川の魚は何倍になっているかと下に計算して書いてあるのです。710倍も濃縮されているのです。この魚を釣って食べている人がいる。まだ嘉手納はこの魚は食べないでくださいと書いていない。外国では高汚染された魚は釣ってもいいけれども、食べないでくださいというただし書きがあるのです。だけれども、嘉手納ではこれが書かれていない。710倍といたら物すごい濃度です。

そして、蓄積の問題で、ごめんなさい、今さつき言われましたので、ちょっと普天間だから36番見てもらえますか、36番。下に番号書いてありますよね、36番。36番を見ていると、実はこれ去年の4月とかに京都大の小泉先生と原田先生が大山の人たちの要請を受けて血中濃度と田んぼの土壌、田いもの調査をしています。特に見てもらいたいのは、田いも畑の土壌です。どうなっているのかな。5か所調べていますが、PFOSが平均1万1,436ナノグラム・パー・キログラムです。それから、PFOAが平均332.1ナノグラム・パー・キログラムになっています。では、全国の調査を実は2016年に環境省がしています。PFOSの最大値、全国で調べた中で最大値は690ナノグラム・パー・キログラムです。一体大山の田いも畑の土壌のPFOSは、全国の土壌調査のPFOS最大値の何倍になっているかと、皆さん、大山の田いも畑の土壌は全国のPFOSの最大値の約17倍汚染されているのです。これはなぜ、この間の4月とかの影響ではないです。これは去年の調査ですから、では何なの。今まで普天間基地で何回も流出事故が起こっている。特に流出事故でなくても調べてみたら、あの消火訓練です。消火訓練のときには、火を消すのに泡消火剤を使うのです。これにPFOSが入っているのです。そして、それもしかかも夜やるというのでしょうか。夜やることが多い。これが土壌にしみ込んで、皆さんも御存じだと思いますが、普天間基地は東側が高くなって北西側が低くなっています。西側が低くなっている。そして、これは嘉手納も同じです。上が琉球石灰岩でできている。琉球石灰



ま一度検討してくれませんかというのが1つ。

もう一つは、フンシンガーというのがあります。きれいな住宅の中をせせらぎが通っています。あのフンシンガーの水は非常にきれいです。魚もいる。私がちょうど見に行ったときに、その保育園の先生は、有機フッ素化合物の知識があったようで、子供たちは水の中に入れてない。夏でしたが、入れない、危ないから。だけれども、もっと小さい子たちを連れてきた保育園の先生2人は、その知識がなかったようで、この水でジャブジャブいたずらしているのです。それがどんな影響あるかというのは、今のところ分からない。だけれども、危険なものは使わせないようにすべきだと僕は思っています。

それで、議員の皆さん、ぜひ現地視察を一度やってください。それともう一つ、有機フッ素化合物というのは3,500から5,000種ぐらいあります。それが私たちの身近にもたくさん使われている。さっきのフライパンもそうですがね。それから、ファーストフードのピザを包む紙とか、これは何でかということ、水にぬれないように、それから傘とか靴とか水をはじくようなところにも使われている。いろんなところに使われています。これが廃棄物のところから出てきて、水の中に入っていく。アメリカでは、今、このPFASの問題は、実は国の今後、国家的危機の問題だよということで、国を挙げてこの有機フッ素化合物の問題を取り上げようとしています。これは14番に書いてありますが、皆さん、私たちは知らないからいつの間にかこの汚染が進んで、特に影響が大きいのは、胎児、乳児、子供です。だから、そういう意味では私たちは大事に至らない前に、ぜひその対策を立ててもらいたい。特に水はみんな必要ですから、この水が汚染されるなんて、私はもう全く想像つかない。私、化学をやっていますが、水が汚染されるなんて、私は全く予想しなかったのですが、米軍基地による汚染というのはもうひどいですから、私たちはこの問題、最後に、ごめんなさい。すみませんが、立入調査の件。今は汚染水を飲まずなということをやっているが、これは私は緊急的な課題だからやっているのです。根本的な解決にはならない。汚染源である基地があるのだから。だから、汚染源のこれを浄化するためには、基地内に入って汚染源を特定しないといけません。特定させろということで、実は防衛局にも交渉しています。国会でも取り上げられましたが、米軍は何と言っているかということ、1つは、有機フッ素化合物を出しているのは自分たちだけではないですよということ、もう一つは、汚染源が分かって、これを浄化するよりも、その粒状活性炭を1億7,000万円かけてやっていますが、それをやったほうがもっと安上がりするよということを平然と言っています。そして、さっき話しましたが、最初は、基準値がないから調査させないと言った。50ナノグラム・パー・リットルが出てきても、これはもう知らぬふりです。だから、どうしたらいいかということ、ぜひ皆さん、みんなで知恵を絞って、普天間基地もそうです。今、私たちは有機フッ素化合物の問題だけ言っているが、普天間基地の怖いところは、枯れ葉剤の問題もあります。PCPの問題もある。だから、その調査するために、返還前にこれを調査して浄化させていくのです。返還後にさせては、もうこれ浄化するのに、沖縄市がそうでしょう。あの枯れ葉剤が出てきて、あれ10億円ぐらいかかりましたよ、浄化するのに。それを僕らの税金でやったのです。だから、そういう意味では米軍にどうしてもこれをやってもらわないといかん。そのためには立入調査を実現させてもらいたい。

先ほどの環境補足協定の話がありましたが、あれは今までの日米協定よりは後退している。何で後退したか、あの中に米軍からの通報があったときに入れるのです。これが1つ。もう一つは、返還7か月前しか入れない。前は3か月前にできた。だから、日本政府が盛んに、本格的なこれは日米地位協定の改定だと言うが、後退なのです。では、どうしたらいいかということ、ぜひ私は、県民が立ち上がること、少なくとも45万

人の人たちが立ち上がったら、私は日米地位協定に風穴が開けられると思っているのです。何でそんなことを言うかという、ドイツは、日本と同じように不平等条約だったわけです。ドイツとアメリカとの協定はね。だけれども、ドイツでは、実は2回飛行機事故が起こるのです。起こったものだから、国民が怒って、この協定を変えろと、変えさせたのです。もう互恵性で全く平等です。演習もドイツの許可を得ないといかぬ。これはイタリアもそうです。ベルギーもそうなのです。

(「伊波さん、少しクールダウンしましょう。論点がちょっとずれてきています。少し休憩しましょう。クールダウンしましょう」という者あり)

○伊波義安 参考人 ごめんね。

(「委員長、ちょっと休憩お願いします。大丈夫ですか」という者あり)

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時11分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時15分)

---

○宮城克 委員長 では、請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願は、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時16分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時38分)

---

#### 【議題】

#### 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

○宮城克 委員長 次に、請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時38分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時44分)

---

○宮城克 委員長 では、審査中の請願第6号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時45分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時46分)

---

○宮城克 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

**【議題】**

**陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情**

○宮城克 委員長 次に、陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時46分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時48分)

---

○宮城克 委員長 審査中の陳情第31号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

**【議題】**

**陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情**

○宮城克 委員長 次に、陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時49分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時49分)

---

○宮城克 委員長 審査中の陳情第9号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

【議題】

**陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情**

○宮城克 委員長 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情を議題といたします。  
本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時50分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時50分)

---

○宮城克 委員長 審査中の陳情第15号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時51分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後4時10分)

---

【議題】

**議案第80号 宜野湾市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例及び宜野湾勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について**

**議案第81号 宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について**

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第80号 宜野湾市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例及び宜野湾勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、議案第81号 宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を議題といたします。

お諮りいたします。本2件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第80号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
これより議案第81号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

【議題】

議案第71号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第74号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地地区画整理事業特別会計補正予算  
(第2号)

議案第75号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第76号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第3号)

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第71号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第74号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第75号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第2号)、議案第76号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第3号)、以上4件を議題といたします。

お諮りいたします。本4件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。  
これより議案第71号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
これより議案第74号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
これより議案第75号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
これより議案第76号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

【議題】

議案第84号 西普天間橋梁下部工工事請負契約について

## 議案第85号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（4工区）請負契約について

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第84号 西普天間橋梁下部工工事請負契約について、議案第85号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（4工区）請負契約について、以上2件を議題といたします。

お諮りいたします。本2件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第84号を採決いたします。本件は同意すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第85号を採決いたします。本件は同意すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

---

### 【議題】

## 議案第88号 市道の認定について

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第88号 市道の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第88号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後4時15分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後4時15分）

---

### 【議題】

請願第 6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

請願第 11号 嘉手納基地の立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願

陳情第 9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

**陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情**

**陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情**

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願、請願第11号 嘉手納基地の立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願、陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情、陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情、以上5件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本5件については今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後4時17分)